

2007年8月7日

水源連だより

SUIGENREN

DAYORI

NO.42

水源開発問題全国連絡会◆

ホームページ: <http://www.suigenren.org/index.html>

東京都千代田区平河町 1-7-1-W201

TEL: 03-5211-5429 FAX: 03-5211-5538

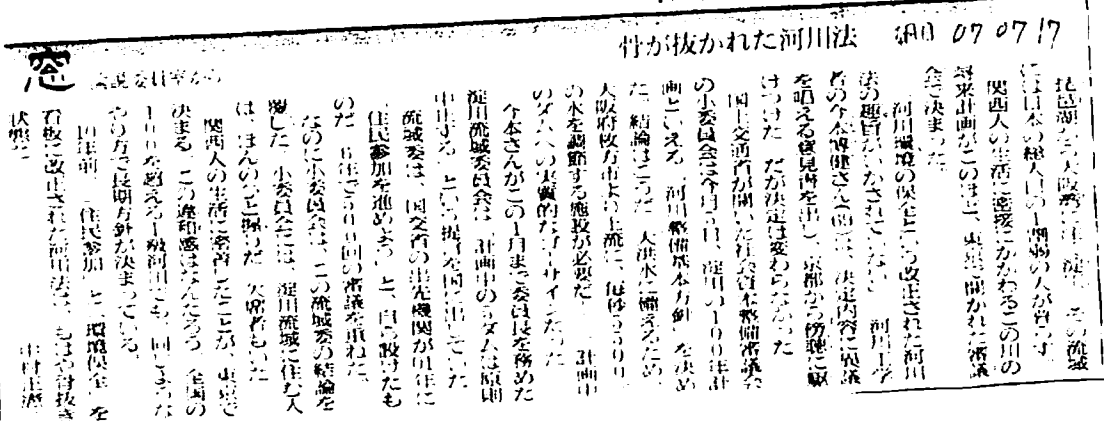
郵便振替

00170-4-766559

10月28日・29日、東京で 水源連総会と今年2回目の国会シンポ開催

目次

事務局からの報告	1
別掲資料 1 河川整備に関する質問主意書と答弁	10
" 2 水戸部浩子氏への抗議・質問書	18
" 3 山岸 哲氏への抗議・質問書	19
" 4 櫻井敬子氏への抗議・質問書	20
" 5 河川分科会 西谷会長への抗議・要請文	22
" 6 関東地方整備局と本省に 利根川流域市民委員会が提出した提案	24
現河川法を産み出した木曾川水系に問題は発生し続ける	27
木曾川水系関連新聞記事切り抜き	30
山鳥坂ダム予定地にクマタカ (新聞記事切り抜き)	34
読売新聞 逆流-岐路の河川行政	36
出版物等の紹介	41



事務局からの報告

1. 河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に関する質問主意書・答弁 別掲資料—1

2007年2月14日に開催した国土交通省との話し合い、それを受けて保坂展人衆議院議員が「河川整備基本方針および河川整備計画の策定に関する照会」を国土交通省に提出し、その回答が極めて不十分であったために、更に同議員が2007年6月14日に質問主意書を提出しました。その政府答弁は6月22日に出ました。

特徴的な質問・回答・について、水源連コメントをつけた一覧表を下に記します。

問題	質問要約	政府答弁抜粋	水源連コメント
基本方針の達成可能性について	多摩川水系基本方針における基本高水流量や計画高水流量の具体的な達成期間と費用総額	「具体的な期間と費用総額」については、見積もっていない。	「河川整備基本方針は中身として具体性を持つものではなく単なる参考としての数値目標の設定」と自ら言っているようなものである。
河川分科会及び小委員会で住民団体からの意見書を真摯に議論することについて	なぜ、河川分科会及び同小委員会に対し、住民団体の意見書を真摯に受け止めるよう申し入れなかったのか	住民団体から提出された意見書の配付、その主な内容の紹介及び議論が行われている。当該意見書は真摯に受け止められたものと認識している。	議論といっても、つまみ食い、一方的な誹謗・中傷を与えているに過ぎない。提出者に反論の機会を与えていない。
河川分科会及び小委員会の議論を開かれた方式に改善することについて	意見書を提出した住民団体及び傍聴者の発言を認めるべきではないか。	河川整備基本方針は、治水安全度の全国バランス等を考慮しつつ、長期的な観点に立って定める目標。客観性及び公平性を確保する必要があるから、河川について専門的知見を持った高度に学識経験を有する者等から構成される同審議会の意見を聴いて定める。 したがって、「意見書を提出した住民団体及び傍聴者の発言を認めるべき」こととは考えていない。	傍聴者の発言は、環境省サイドの審議会等ではごく普通に行われていることである。 国の答弁はあたかも大所高所にたつての判断が必要だと言いたげであるが、実態は現地の状況をほとんど知らず、専門的な知見も乏しい委員たちによって形だけの議論が行われているに過ぎない。

	河川分科会・小委員会は、当該流域の存する県庁所在地あるいは流域近辺の交通至便な地において開催して、流域住民が傍聴し、陳述できるようにすべきである。	河川分科会等の開催場所は、関係する専門分野の委員等ができる限り多く出席して審議ができること、効率的な会議運営が可能であること等の観点から、当該流域の県庁所在地等で開催することは考えていない。	流域住民の意向の反映を一切考慮せずに策定されるから、基本方針は流域の現状と隔絶したものになっているのである。
閣議決定「審議会等の運営に関する指針」について	本閣議決定は、河川分科会及び基本方針検討小委員会に適用されるのか。適用されないとすれば、その根拠法令を示されたい。	小委員会は、河川分科会の内部規則である社会資本整備審議会河川分科会運営規則第一条に基づき、河川分科会長が設置したものであることから、審議会等には該当せず、したがって、小委員会には、運営指針は適用されない。	現実の小委員会は単なる作業班の域を超えている。小委員会の審議の報告がそのまま河川分科会の決定になっていることから、河川整備基本方針の実質的な審議機関はまぎれもなく小委員会である。このような実質的に審議の機能を持つ小委員会は審議会そのものであり、閣議決定が適用されないとするのは詭弁に過ぎない。
閣議決定「審議会等の透明化、見直し等について」について	同小委員会において、「省庁出身者等」が約三分の一も占めている状態は、閣議決定の趣旨に反するのではないか。 建設省河川局長、建設省技監を経て退官した近藤徹氏を基本方針検討小委員会の小委員長としていることは、明白な閣議決定違反であると考えられるが、どうか。	小委員会には平成七年閣議決定は適用されない。「同小委員会において、「省庁出身者等」が約三分の一も占めている状態」及び「建設省河川局長、建設省技監を経て退官した近藤徹氏を基本方針検討小委員会の小委員長としていること」が、平成七年閣議決定又はその趣旨に反することにはならない。	私たちはこの視点から、小委員会委員長としての近藤徹氏の解任を強く求める。

整備計画の策定における国土交通省本省の権限について	吉野川水系、利根川水系、木曽川水系、天塩川水系を始め、最近の河川整備計画の策定作業においては住民をその議論から排除する方向、河川法改正前の状態に戻るような方向が顕著になっている。国土交通大臣は、河川法の趣旨に則って、住民の意見を十分に反映するために最大限の努力をするよう、地方整備局長に対し指示すべきではないか。指示をしないとすれば、合理的な理由を示されたい。	河川整備計画の策定は各地方整備局長に委任されている。各地方整備局が必要な措置を適切に講じているものと認識しており、国土交通大臣から地方整備局長に対し、指示をする必要はないと認識している。	山鳥坂ダムを推進するための肱川水系流域委員会、淀川水系流域委員会の一方的な中止、流域委員会すら設置しない吉野川と利根川、これら一連の流れを国土交通省は「是」としていることがあらためて明らかになった。 この一連の流れ、流域住民の意見は公聴会で聞きおくだけとし、議論の場から住民を排除しようとする流れを、私たち住民団体は相互に連帯して変えていかなければならない。
整備計画における住民意見の反映について	1 「河川の状況に詳しいもの」として流域住民を公募。 2 流域委員会等は、完全公開とし、傍聴者に発言の機会を与える。 3 流域委員会等は、住民との意見交換会 4 住民と河川管理者が議論を行うことができる 双方向性の公聴会 5 住民が意見書を作成する際、必要な資料を河川管理者が提供すべき	河川法第十六条の二第三項及び第四項に規定する河川に関し学識経験を有する者の意見聴取及び関係住民の意見を反映させるために必要な措置の具体的な方法については、地域の実情等を踏まえ、地方整備局長等が適切に判断するものである。	

相変わらずの回答です。

2月14日の国土交通省との話し合いおよび国会シンポジウムは、河川整備基本方針及び河川整備計画の策定における国の反動化を明らかにし、それを正すことを目的にしたものです。国の河川行政の反動化に対する危機感を多くの方が共有していて、当日は水源連の枠を超えて全国から大勢の方が参加されました。「公共事業チェック議員の会」の国会議員の方々も一堂に会して問題意識を共有することができました。この問題意識の共有に基づき、住民運動が連携して国を追及し、国会でも国会議員が質問で国を追及して、国の姿勢を変えていく新たな流れをつくっていきたいと思います。

2. 球磨川水系河川整備基本方針策定に関する取り組み

社会資本整備審議会河川分科会の3委員へ抗議・質問状を送付 別掲資料—2, 3, 4

河川分科会は4月19日、地元県知事である潮谷委員の異論を受け入れることなく、球磨川水系河川水源連便り42号 P3

整備基本方針案を承認しました。

この審議において、潮谷委員にとって圧力とも取れる発言、攻撃的な発言が相次ぎました。これらの発言は看過することができないものと判断し、水戸部浩子委員（荘内日報論説委員）と山岸哲委員（山階鳥類研究所所長）には 5 月 16 日に抗議・質問書を、櫻井敬子委員（学習院大学教授）には 7 月 12 日に質問書を水源連として送付しました。

社会資本整備審議会河川分科会長へ抗議文を提出

別掲資料—5

4 月 19 日に河川分科会を通過した球磨川水系河川整備基本方針案はその日のうちに社会資本整備審議会長に文書で報告され、同時に社会資本整備審議会長から国土交通大臣に基本方針案を是とする意見書が提出されました。これを受けた形で国土交通省は 5 月 11 日付けで基本方針を決定し、官報公表を行いました。

4 月 19 日の河川分科会で、潮谷熊本県知事は基本方針案に対して「了承しがたい」と意思表示をして両論併記を求めました。河川分科会の西谷会長は両論併記を拒否し、付属資料 3 の「とりまとめ」を提案。潮谷委員もその妥協案に同意を与えました。河川分科会長から審議会長へはこの「とりまとめ」をもって「報告」とされるべきですが、なんとその「報告」にはこの「とりまとめ」の本文どころかその要旨さえも記されていないことが判明しました。

水源連としてはこのような行為は潮谷委員と熊本県民に対する背信行為と判断し、河川分科会長に抗議・要請文を提出しました。あわせて、その提出を国土交通省の記者クラブに通知しました。

現地熊本の取り組み

熊本では球磨川流域の住民を対象として、「校区」単位で「くまがわ明日の川づくり報告会」が九州地方整備局によってすでに 15 回開かれています。「校区」という狭めた範囲で報告会を開くのは、住民討論集会のような形になることを国が恐れているからに他なりません。この報告会は検討小委員会と河川分科会でとりまとめた基本方針を流域住民に説明するものですが、潮谷知事が小委員会で述べた疑問・意見、市民が提出した意見書・要請書は何ら取り上げられていません。

「子守唄の里五木を育む清流川辺川を守る県民の会」は、この「報告会」における国の説明の内容、流域住民が球磨川の治水に関して述べた切実な意見、国交省の返答などをまとめた報告書を作成しました。この報告書を読めば、川辺川ダムに依存することによる治水対策の遅れを憂慮する声が圧倒的に多いことがよく分かります。

県民の会の方は「住民による治水計画をもっと確かなものに仕上げていくつもりでこの資料を作成しました。」と言っています。

3. 利根川流域市民委員会の取り組み

別冊資料と別掲資料—6

1) 5 月 20 日 利根川の未来を市民の手に！シンポジウム～よりよい利根川水系河川整備計画の策定を目指して～

利根川流域市民委員会は 5 月 20 日の午後、東京水道橋の全水道会館でシンポジウムを開催しました。淀川水系流域委員会の生みの親である宮本博司さんの報告もあったことから、このシンポジウムには 150 名定員の会場に溢れるほどのたくさんの方が集まり、あつい熱気に包まれ、かつ内容豊富な議論が行われました。

このシンポジウムによって、第一部では「利根川整備計画は住民の主体的な関わりの元に策定すべきである。」、第二部では「利根川の河川行政は過去の開発事業で痛めつけられた自然の回復をめざすべきであり、これからは大規模開発ではなく、堤防の補強など、真に有効な治水対策を進めるべきである。」という方向性が示されました。

この報告は別冊資料をご覧ください。

7月18日、利根川流域市民委員会が「住民参加を充実させよりよい利根川水系整備計画案を策定するための提案」を国土交通省、関東地方整備局、5つの有識者会議座長に提出

関東地方整備局は、利根川水系河川整備計画の策定において、私たち利根川流域市民委員会の再三再四の要望を無視し、有識者会議の設置、公聴会の開催などを行ってきました。住民の関わりを単なる「傍聴」や一方通行の「意見表明」にとどめ、議論への住民の参加を一切拒否するやり方を強行しています。

一方、近畿地方整備局が設置した「淀川水系流域委員会に関するレビュー委員会」は、4月6日に、透明性、委員会の進め方、住民参加、委員の選定方式について淀川水系流域委員会を肯定的に評価する「まとめ」を発表しました。冬柴国交大臣は記者の質問に対して、「淀川だけではなしに他の水系に対しても、尊重されるであろう」との見解を述べました。

そこで、この「まとめ」の主旨を利根川での整備計画の策定手法としてとり入れるよう、利根川流域市民委員会が関東地方整備局と本省に提案し、国交省記者会にこの件を通知しました。別掲資料—6をご覧ください。

4. 参議院選挙の取り組みと参議院選挙結果

別掲資料—7

- 1) 水源連会員である上原さん（社民党・比例区）、大河原さん（民主党・東京）、藤田さん（水源連顧問・9条ネット・比例区）、松野さん（民主党・熊本）が参議院選挙に挑戦

水源連が組織として選挙活動を行うことはできませんが、国の河川行政の反動化を追及する国会議員が一人でも多く当選することは水源連の運動にとって強力な力になることは明らかなです。その視点から、水源連会員の皆さんに四氏が挑戦されることを葉書でお知らせしました。別掲資料・7をご覧ください。

- 2) 参議院選挙結果を受けて

7月29日投票の参議院議員選挙の結果は、民主党の大勝に終わりました。その中で私たちの会員で立候補した4名の方のうち大河原さん（東京）と松野さん（熊本）のお二人は当選、藤田さんと上原さんは残念ながら議席を得ることが出来ませんでした。松野さんは川辺川ダム問題で衆議院議員時代も奮闘された方であり、大河原さんは八ッ場ダム問題を都議会で追求してきた方です。お二人の当選は、これまでも「公共事業チェック議員の会」の中心メンバーである岡崎トミ子さんの再選とともに、「公共事業チェック議員の会」の体制が強化されるものとして水源連としても大きな期待を持ち、連携を強めていきたいと思っています。

5. 水害訴訟から学ぶこと

愛知県、岐阜県で3件の水害訴訟が闘われています。

7月8日に大垣市内の荒崎地区センターで「荒崎地域から水害をなくす会」の集会が開催され、事務局から荒崎水害の解析を始めた遠藤が参加しました。

この集会には「野並水害訴訟原告団」、「新川決壊水害被害訴訟原告団」が応援にかけつけ、「荒崎水害訴訟原告団」にあついでエールを送りました。

荒崎水害訴訟は、揖斐川の支流・杭瀬川のそのまた支流である大谷川に設置されている洗堰（越流堰）が原因で常時、水害被害を受けている住民が2002年の洗堰越流による水害被害の補償を求めている訴訟です。

右の写真が上流側から見た大谷川の洗堰です。左側が大谷川、



右側が荒崎地区です。大谷川はこの堰の直下流で相川と合流、その下流で杭瀬川と合流します。杭瀬川は下流部で牧田川と並走して掛斐川に合流します。このあたりは河床勾配が殆どないために、下流河川の水位が高いときは洪水が大谷川に逆流してきます。かつて、大谷川下流部右岸は堤防がなく、荒崎地区は逆流した水を溢れさせる遊水池（河川法上の指定はされていない）でした。遊水池はやがて農地化が進行し、大谷川の右岸にも左岸より高さが低い部分をもつ堤防ができました。この低い部分が洗堰です。そして都市計画法上の市街化区域に指定されて更に宅地化が進行、洗堰は若干嵩上げされましたが洗堰としての機能を残したまま、現在に至っています。

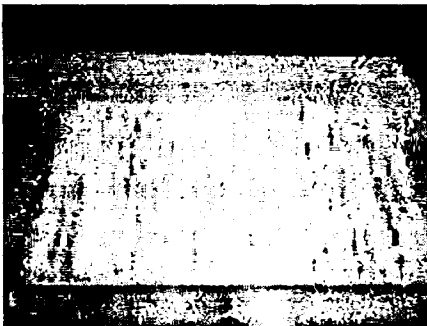
荒崎地区は市街化区域でありながら水害防御対策がまったく不十分なため、大谷川の左岸側地区とは桁違いの頻度で水害を受けています。およそ 10 年に一回は床上浸水被害を受けているのですから、たまったものではありません。

左岸側地区を洪水から守るための洗堰の機能を前提とし、右岸側の荒崎地区が浸水被害を受けないようにする施策は、輪中堤による防御、宅地嵩上げ、二線堤構築など色々考えられます。これらの対策をしてこなかったから 2002 年の浸水被害が発生したわけです。この訴訟はこのことの行政責任を追及するものです。

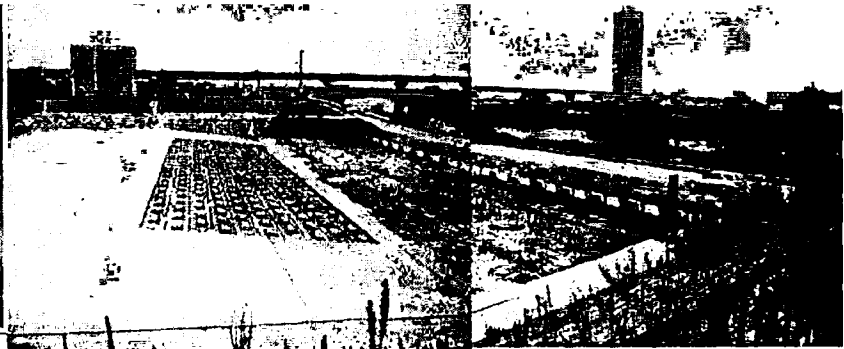
新川決壊水害訴訟は 2000 年の新川決壊による水害被害の補償を求める訴訟です。新川は庄内川の流下能力不足を補うことを目的に庄内川の右岸側に、江戸時代に掘削して作られた人工河川です。庄内川の洪水時にはその右岸に設けた洗堰（越流堤）からあふれさせて新川に流すようになっています。2000 年の洪水ではこの洗堰から新川に流入した大量の洪水が新川の堤防決壊を引き起こし、甚大な水害をもたらしました。



庄内川は国の直轄河川で、新川は愛知県の管理河川とされています。この訴訟を通じて、国は洗堰による新川の影響をなんら考慮していないこと、県は洗堰からの越流はゼロと想定した河川整備を行っていることが明らかになりました。2000 年の大きな水害は、新川と庄内川の現実の関係をまったく無視している国と県の無責任行政が原因です。



右の「庄内川・新川 河川激甚災害対策特別緊急事業」記念名盤



右が庄内川本川。車が見えるところが庄内川右岸堤防の低い部分で、道路として機能している。その左側は 2000 年新川決壊水害を契機に嵩上げ工事（庄内川・新川 河川激甚災害対策特別緊急事業）を完了した洗堰。

水害訴訟から学ぶこと

これら 2 つの水害は、洪水による浸水被害を防ぐことを目とした洗堰からあふれ出した洪水が引き起こした、ということが共通しています。

洗堰からあふれさせることで守ろうとするとき、あふれ出た洪水による水害まで考えようとし、行政が荒崎や新川の大きな水害を引き起こしました。

洪水をどこかに溢れさせることが必要だとしても、あふれた洪水が流入する地区の安全性をどのように担保するのか、流域全体の安全性をどのように確保するのが問われています。

新川の場合は河川法のなかの直轄区間と委任区間が河川管理実態として隔絶されていたことが大きな原因でした。

大谷川の場合は河川法と都市計画法という法体系間の隔絶が大きな原因です。

「水害から人命と財産を守る」という言葉を、国交省をはじめとした行政が好んで使いますが、その実態はお粗末なもので、水害被害者が各地で生じているのです。

「水害から人命と財産を守る」とはどういうことなのか、河川整備基本方針や河川整備計画は水害被害を受けている人たちの実態を踏まえたものなのか、このような見方が必要であることも水害訴訟は提起しています。

6. 総会に向けて

1) 日程と場所

➤ 総会と懇親会

10月28日（日）午後1時から 全水道会館6階中会議室

➤ 国交省交渉とシンポジウム

10月29日（月）午前10時から 衆議院第一議員会館（予定）

2) 内容

➤ 総会

◇ 経過報告・基調報告

◇ 各地からの報告

◇ 2月14日の国交省交渉および国会シンポジウム、5月20日の利根川シンポジウム、質問主意書と答弁を踏まえて

- 河川整備基本方針の問題性とその改善の方法
- 河川整備計画策定手続きの民主化に向けた運動の進め方
- その他

◇ 多目的ダムから直轄治水ダムへの変更（川辺川ダム）に対して

◇ ダム計画中止に向けての具体的な作戦

◇ ダム計画依存による河道整備の遅れや水害常襲地帯解消への取り組み

◇ 参議院選挙結果を受けての国会対策

◇ 今後の運動の方向と取り組み

➤ 国交省交渉

2月14日の国交省交渉の第二段として、参議院選挙を経て強化される「公共事業チェック議員の会」と共にこなう。

内容としての一案を記します。

◇ 質問主意書への政府答弁の重要部分について追及する。

◇ 淀川水系流域委員会レビュー委員会「まとめ」とそれに関する国土交通大臣談話を基に、河川整備計画策定における住民と河川管理者の相互討論など、民主化を求める。

◇ ダム依存を止め、水害常襲地帯解消など、治水面での最優先課題の取り組みを求める。

◇ 越流に抵抗力のある堤防への改善を求める。

◇ その他

➤ 国会シンポジウム

参議院選挙により新たに「公共事業チェック議員の会」に参加した国会議員も含め、国会議

員に各地の実態を知らせ、国会で取り上げてもらうことを大きな目標にする。

内容としての一案を記します。

- ◇ 講演（講師は交渉中）
- ◇ 日本各地からの実態報告
- ◇ 国会議員挨拶

➤ 取り組み方

総会、国交省交渉、シンポジウムの内容については事務局案を皆さんに提示したうえで、広く意見をつのり、多くの会員が主体的に関われるようにする。

3) 総会の詳細についてほか

- ・ 参加申込等詳細は次号「水源連便り」で9月下旬にお知らせします。
- ・ 宿泊については、事務局では確保しておりません。総会会場の水道橋へのアクセスを考慮して、各自で手配をお願いします。なお、どうしても宿泊の確保の困難な方は事務局までご相談ください。
- ・ 懇親会については総会終了後 2～3000円程度の会費で計画しています。
- ・ 総会資料を作成します。総会資料に入れる各団体の報告を事務局までお送りください。

締切：10月12日。郵送、メールどちらでも構いません。

※各団体で印刷し、当日お持ち頂いても構いません。

7. その他

1) 冊子「サンルダムへの疑問」の配布

北海道の天塩川にサンルダムが計画されています。この計画は疑問だらけで多くの市民・団体が反対しています。このサンルダム建設を骨子とする天塩川水系河川整備計画の策定が「住民の意見は公聴会で聞き置く」＝「住民との相互討論なし」という方式で進んでいます。

このような状況を多くの人に知らせることを目的に、北海道自然保護協会・下川自然を考える会・サンルダム建設を考える集い・名寄サンルダムを考える会が、「サンルダムへの疑問」を発行しました。

水源連事務局に100部送られてきましたので、団体会員の皆様には同封しました。この冊子は無料配布となっています。問い合わせ先は（社）北海道自然保護協会 電話&FAX：011-251-5465 E-mail：info@nc-hokkaido.or.jp です。

2) ハッ場ダム計画に徹底して反対した豊田嘉雄さんが亡くなりました。

ハッ場ダム計画が登場したのが1952年。それ以来今日まで、ハッ場ダムに生涯反対し続けてきた豊田嘉雄さんが7月19日に逝去されました。享年88歳でした。

豊田嘉雄さんがお元気なうちにハッ場ダム反対運動が大きく広がっていればと思うと、残念でなりません。

嘉雄さんとは30年来の交誼のあった嶋津暉之（共同代表）による弔文を次ページに掲載します。



ハッ場ダムに生涯反対し続けてきた川原湯温泉「やまた旅館」の豊田嘉雄さんが7月19日にお亡くなりになりました。ハッ場ダム反対運動が始まってからハッ場ダム反対期成同盟の中心メンバーとして活躍され、昭和55年に病に倒れ、第一線を退かざるをえなくなったあとも、ハッ場ダム反対を心の底から主張し続けてこられました。大正7年11月のお生まれですから、享年88歳でした。

私は豊田嘉雄さんとはずっと長い間、懇意にさせていただきました。東京でも何とかダム反対の声をあげていきたいと思って、昭和50年代中頃に仲間とともに東京の文京区でダム反対集会を開いたことがあります。その集会への出席をお願いしようとお訪ねしたのですが、そのときは豊田嘉雄さんが病に倒れた後でした。ご家族の方にご相談して、その集会には当時、反対期成同盟の書記長であった、お兄さんの豊田香さん（詩集『ダムに沈む村』の豊田政子さんのご尊父）に出席していただきました。この集会のあと、香さんも病で倒れ、しばらくして亡くられました。ダム反対運動の担い手は国の手段を選ばぬ切り崩しに対抗するため、緊張の日々を送らざるをえず、嘉雄さんも香さんも病に倒れたのはダム予定地の悲劇ともいえるものでした。

昭和50年代後半に「東京の水を考える会」ができたあと、その仲間とともに、右半身が不自由ながらも病から回復された豊田嘉雄さんを何度もお訪ねして話をお聞きし、吾妻川の調査を行うようになりました。ハッ場ダムの問題点をさぐるための調査でした。「やまた旅館」に泊まって昼間は吾妻川の調査、夜は豊田嘉雄さんのお話をお聞きする勉強会というものを何度も繰り返しました。嘉雄さんは記憶力が抜群の方で、川原湯温泉街の成り立ちやハッ場ダム反対運動の経過などを毎回、資料を使って論理的に解説してくださいました。嘉雄さんは文才も豊かな方で、短歌や俳句を数多く詠まれています、いずれも心を打つものでした。

十数年続いた「東京の水を考える会」の活動は残念ながら、細々としたもので、調査結果に基づいて建設省に公開質問書を出したり、散発的な集会をたまに開いたものの、拡がりをもつダム反対運動をつくることはできませんでした。その活動の間に、地元の状況は変わっていきました。昭和60年には地元はダム反対から容認に変わり、平成4年には「用地補償調査に関する協定書」が締結され調査がはじまりました。

下流側のハッ場ダム反対運動が大きくひろがったのは、平成13年に「補償基準」の調印が終った後でした。現在、川原湯地区では以前は約200戸あった家屋が今は50戸を下回り、旅館の数も約半分になっています。今後は打越地区に温泉街を再建することになっていますが、人工的で風情のない北斜面での温泉街の再建の見通しは暗いものがあります。

豊田嘉雄さんが生前言っておられた「私はどんなに頑固のものだと言われようが、最後までハッ場ダムに反対し、このダムは造ってはならないと叫び続ける。いつかきっと、やまたのよっちゃんは正しかった。と認められる日が来ると信じている。」（豊田嘉雄著『湖底の蒼穹（そら）』）のお言葉どおりの状況になりつつあります。

豊田嘉雄さんとは本当に長い間、懇意にさせていただき、いろいろとご教示いただきました。私自身の今の活動は嘉雄さんのお話によるところが少なからずあります。本当にお世話になり、ありがとうございました。

心からご冥福をお祈り申し上げます。

別掲資料－１ 河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に関する質問主意書と政府答弁書

平成十九年六月十四日提出

質問第三八六号

河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に関する質問主意書

提出者 保坂展人

河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に関する質問主意書

平成十九年六月二十二日受領

答弁第三八六号

内閣衆質一六六第三八六号

平成十九年六月二十二日

内閣総理大臣

安倍晋三

衆議院議長 河野洋平 殿

国土交通省は、河川整備基本方針（以下「基本方針」という。）及び河川整備計画（以下「整備計画」という。）の策定を進めている。

しかし、反対意見を排除したり、意見を聞きおくだけにしたりする進め方には、批判も多い。また、そうした進め方は、住民参加と環境保全を目指した河川法の趣旨に反するものと思われる。

よって、以上の観点から、次の事項について質問する。質問の趣旨を踏まえて、丁寧に答弁されたい。また、同様の文言が並ぶ場合でも、項目ごとに平易な文章で答弁されたい。

衆議院議員保坂展人君提出河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する

衆議院議員保坂展人君提出河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に関する質問に対する答弁書

質 問	政府答弁
１ 基本方針の達成可能性について １ 一級水系では、すでに五九水系において基本方針が策定されてきた。だが、その多くは基本高水流量がきわめて過大な値に設定されているため、現実的には達成することが不可能な基本方針になっている。たとえば、多摩川水系基本方針では石原地点の基本高水流量が毎秒八七〇〇立方メートルとなっている。だが、多摩川水系整備計画ではこの値の達成を困難として、目標流量をその半分に近い四五〇〇立方メートルとしている。将来、本整備計画を順次改定していくとしても、今後二〇～三〇年間に達成する目標が四五〇〇立方メートルであるから、八七〇〇立方メートルまで辿り着くためには、非常に長期的な期間を要するのは必至である。 一方、基本方針は、実現可能性を考慮の上、その内容を定めることとなっていることから、目標の達成に要する期間と費用が見積もられていないことはあり得ない。 政府は、多摩川の基本高水流量毎秒八七〇〇立方メートルを達成するのに必要な期間を何年と考えているのか。また、それを達成するための費用総額について、どの程度であると思われているのか。それぞれ具体的な期間と費用総額を示されたい。	お尋ねの「具体的な期間と費用総額」については、見積もっていない。
２ 多摩川水系基本方針では、計画高水流量が六五〇〇立方メートル、ダム等による洪水調節量を二二〇〇立方メートルとしている。だが、多摩川の上流には、実際のところダム建設の適地がないため、整備計画では洪水調節量がゼロに設定されている。 政府は、多摩川水系基本方針の洪水調節量を達成するために多摩川上流におけるダム建設をどのように進めようとしているのか。その見通しについて、具体的に示されたい。また、ダム以外による対応を考えているのであれば、その手法を明らかにされたい。	多摩川水系河川整備計画においては、「流域内の洪水調節施設の設置についても調査・検討を行う」こととされており、具体的な洪水調節施設の整備の方法等については、今後検討することとしている。

質 問	政府答弁
2. 治水対策の選択範囲を実質的に限定した基本方針を策定したことについて	2の1及び2について 球磨川水系河川整備基本方針に定める「流域内の洪水調節施設」の具体的な整備の方法等については、今後、球磨川水系に係る河川整備計画の策定過程において検討することとしており、同河川整備基本方針において、治水対策を川辺川ダムに限定しているものではない。なお、一級河川球磨川水系球磨川（以下「球磨川」という。）の人吉地点等における現状の流下能力は、同河川整備基本方針に定める計画高水流量との間に乖離があるため、同河川整備基本方針において、治水対策としての河川改修が必要であることを定めている。 2の3及び4について 既設の固定堰により、その上流部で洪水時の水位が上昇する等の治水上の支障が生じるため、吉野川水系河川整備基本方針においては、「治水上支障となる既設固定堰については、必要な対策を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる」としているところであるが、この「必要な対策」については具体的に定めていない。当該「必要な対策」については、吉野川水系に係る河川整備計画の策定過程において検討することとしており、この過程において必要があると認めるときは、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることとしている。
3. 森林保水力の向上を評価し、科学的に妥当な基本高水流量を新たに設定することについて	球磨川水系に係る河川整備基本方針検討小委員会において、近藤徹小委員長は、森林保水力の向上を評価して科学的に妥当な基本高水流量を新たに設定することを求めた住民団体の意見書に対して、「まだ一つの学説であって、定説になっていないものを基本方針に取り入れることができない」と述べ、森林保水力の向上を評価しなかったと聞く。 森林保水力の向上が評価されれば、治水対策費用の大幅な軽減を期待できる。よって、政府は、森林保水力の向上を評価する学説を科学的に検証するべきではないか。政府の見解を示されたい。また、学説を科学的に検証しないとすれば、その合理的な理由を示されたい。

	質 問	政府答弁
4. 社会資本整備審議会河川分科会（以下「河川分科会」という。）及び河川整備基本方針検討小委員会（以下「基本方針検討小委員会」という。）で住民団体からの意見書を真摯に議論することについて	河川分科会及び球磨川水系に係る基本方針検討小委員会において、住民団体は毎回、具体的な根拠を示した詳細な意見書を提出していた。だが、近藤徹小委員長が、自説に都合の良い部分をつまみ食いすることはあっても、両会において意見書について真摯に議論することはなかったと聞く。 国土交通大臣は、河川法の趣旨を踏まえて、河川分科会及び同小委員会に対し住民団体の意見を真摯に議論するよう申し入れるべきであったが、そうしなかったと聞く。なぜ、河川分科会及び同小委員会に対し、住民団体の意見書を真摯に受け止めるよう申し入れなかったのか、その理由を明らかにされたい。	4について 社会資本整備審議会河川分科会（以下「河川分科会」という。）及び河川分科会河川整備基本方針検討小委員会（以下「小委員会」という。）における球磨川水系河川整備基本方針の審議においては、住民団体から提出された意見書の配付並びにその主な内容の紹介及び議論が行われており、当該意見書は真摯に受け止められたものと認識している。
5. 河川分科会及び基本方針検討小委員会の議論を開かれた方式に改善することについて	1 河川分科会及び基本方針検討小委員会では、委員と事務局の間でのみ議論がなされ、意見書を提出した住民団体及び傍聴者の発言は認めていない。 一方、環境省に設置されている「生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会」では、意見書を提出した住民団体及び傍聴者の発言が認められている。 河川法の趣旨を踏まえるならば、河川分科会及び基本方針検討小委員会においても、同懇談会と同様に、意見書を提出した住民団体及び傍聴者の発言を認めるべきではないか。政府の見解を示されたい。また、認めないとするならば、その理由を合理的に説明されたい	5について 国土交通大臣が河川整備基本方針を定めようとするときは、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第三項の規定に基づき、慮しつつ、長期的な観点に立って定める目標であり、その内容の客観性及び公平性を確保する必要があることから、河川について専門的知見を持った高度に学識経験を有する者等から構成される同審議会の意見を聴いて定めることとされているものである。 このため、河川分科会及び小委員会（以下「河川分科会等」という。）における河川整備基本方針についての審議においては、住民団体等から審議事項に関する意見書の提出があった場合には、原則として、各委員等に配付した上で審議を行うこととし、また、河川分科会等については、関係する専門分野の委員等ができる限り多く出席して審議ができること、効率的な会議運営が可能であること等の観点からその開催場所を決定することとしている。したがって、御指摘の「意見書を提出した住民団体及び傍聴者の発言を認めるべき」と及び「当該流域の存する県庁所在地あるいは流域近辺の交通至便な地において開催されるべき」とことは考えていない。
	2 基本方針は、当該水系流域住民の生活や地域社会のあり方、自然環境に関わる事項を規定するため、住民の傍聴や意見書提出、陳述など、広く流域住民に開かれた形で開催されるのが望ましい。だが、東京から遠方の流域であれば、住民が傍聴することは困難である。 したがって、河川分科会及び基本方針検討小委員会は、当該流域の存する県庁所在地あるいは流域近辺の交通至便な地において開催されるべきであると考えているが、どうか。また、どのような条件が整えば、当該流域で開催することができるのか、併せて答弁されたい。	

質 問	政府答弁
6. 閣議決定「審議会等の運営に関する指針」について	御指摘の「審議会等の運営に関する指針」（「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成十一年四月二十七日閣議決定）別紙3。以下「運営指針」という。）は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条及び第五十四条の審議会等（以下「審議会等」という。）を対象としている。このうち、国家行政組織法第八条に定めるものは、同法第三条の国の行政機関に、法律又は政令の定めるところにより設置される合議制の機関である。 河川分科会は、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第六条第一項の規定に基づき国土交通省本省に置かれた社会資本整備審議会に、社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）第六条第一項の規定により置かれた合議制の機関であり、審議会等に該当することから、河川分科会には、運営指針が適用される。 しかしながら、小委員会は、河川分科会の内部規則である社会資本整備審議会河川分科会運営規則第一条に基づき、河川分科会長が設置したものであることから、審議会等には該当せず、したがって、小委員会には、運営指針は適用されない。 2 国土交通大臣は、同分科会及び同小委員会の開催時期発表について、流域住民が意見書を作成するための十分な時間的余裕を見込んでいるのか。 3 同分科会及び同小委員会について、これまで「意見聴取に係る申出又は審議会等に関する苦情」は寄せられているのか。寄せられているとすれば、その件数を示されたい。また、寄せられた申出又は苦情について、どのように処理しているのか。
7. 基本方針検討小委員会の委員の選定条件及び手続について	国土交通省は、基本方針検討小委員会について「高度に専門的な観点から治水政策の基本的な方法を議論するところ」と説明している。だが、同小委員会の議事録を読む限り、「高度に専門的な観点」からの意見は極めて少数であり、むしろ素人としての意見や印象論的な意見が多数を占めるように思われる。 同小委員会の委員は、どのような条件及び手続を経て選定されたのか。それぞれ具体的に示されたい。 小委員会の委員については、河川分科会長が、専門的事項について調査させるため、河川分科会に属する委員等のうちから、河川工学、都市計画、環境、利水等各分野の専門的知識、経験等を有する者を指名している。

	質 問	政府答弁
8. 閣議決定「審議会等の透明化、見直し等について」について	1 「審議会等の透明化、見直し等について」（平成七年九月二十九日閣議決定）は、河川分科会及び基本方針検討小委員会に適用されるのか。適用されないとすれば、その根拠法令を示されたい。	8の1から3までについて 御指摘の「審議会等の透明化、見直し等について」（平成七年九月二十九日閣議決定。以下「平成七年閣議決定」という。）は、審議会等を対象としており、六の1について述べたとおり、河川分科会は審議会等に該当することから、河川分科会には平成七年閣議決定が適用され、また、六の1について述べたとおり、小委員会は審議会等に該当しないことから、小委員会には平成七年閣議決定は適用されない。このため、お尋ねの「同小委員会において、「省庁出身者等」が約三分の一も占めている状態」及び「建設省河川局長、建設省技監を経て退官した近藤徹氏を基本方針検討小委員会の小委員長としていること」が、平成七年閣議決定又はその趣旨に反することにはならないものとする。8
	2 基本方針検討小委員会の委員構成を見ると、小委員長をはじめとして、「省庁出身者等」が約三分の一を占めている。一方、本閣議決定は、「審議会等」から「省庁出身者等」を極力排除することが目的であったと聞く。よって、同小委員会において、「省庁出身者等」が約三分の一も占めている状態は、閣議決定の趣旨に反するのではないかと。内閣官房長官及び内閣法制局長官の見解を示されたい。もし閣議決定の趣旨に反しないとするならば、その理由を合理的に説明されたい。	
	3 本閣議決定の第二項「審議会等の会長等の人選」によると、当該「省庁出身者等」を原則として委員に任命しないとある。また、やむを得ず「省庁出身者等」を一般の審議会の委員に任命する場合は、特別の事由のない限り「会長等に任命又は選任しない」と定めている。なお、「会長等」とあることから、小委員長も「等」に含まれると考えられる。 よって、建設省河川局長、建設省技監を経て退官した近藤徹氏を基本方針検討小委員会の小委員長としていることは、明白な閣議決定違反であると考えられるが、どうか。内閣官房長官及び内閣法制局長官の見解を示されたい。もし閣議決定に反しないとするならば、その理由を合理的に説明されたい。	
	4 「省庁出身者等」を「審議会等」の「会長等」や「委員」に任命することは、お手盛り行政を推進することにつながる恐れがあることから、極力避けるべきであると考えますが、どうか。行政改革担当大臣の見解を示されたい。	審議会等の委員等については、平成七年閣議決定等に沿って、各審議会等を所管する各府省においてそれぞれ適切に任命がなされるべきものであると考えている。
	5 「審議会等」の「会長等」や「委員」に任命されている「省庁出身者等」の数について、行政改革担当大臣は把握しているか。把握しているならば、「会長等」や「委員」に任命されている「省庁出身者等」の延べ人数を示されたい。なお、「審議会等」並びに「会長等」「委員」「省庁出身者等」とは、本閣議決定の定義と同じである。	平成十九年四月一日現在における百十四の審議会等の委員等におけるお尋ねの「省庁出身者等」の数は、会長等は五人、委員は六十二人である。

	質 問	政府答弁
9. 整備計画の策定における国土交通省本省の権限について	1 国土交通省本省は、一級水系の河川整備計画の策定について、どのような権限を有しているのか。法令・内部規定等の具体的根拠とともに示されたい。 2 国土交通省本省は、河川整備計画の策定に際して、どのような関与をしているのか。具体的に示されたい。また、地方整備局に対してどのような指示をしているのか。その内容も併せて示されたい。 3 吉野川水系、利根川水系、木曾川水系、天塩川水系を始め、最近の河川整備計画の策定作業においては住民をその議論から排除する方向、河川法改正前の状態に戻るような方向が顕著になっている。国土交通大臣は、河川法の趣旨に則って、住民の意見を十分に反映するために最大限の努力をするよう、地方整備局長に対し指示すべきではないか。指示をしないとすれば、合理的な理由を示されたい。	9の1及び2について 国土交通大臣が河川法第十六条の二第一項に規定する河川整備計画を定める権限については、同法第九十八条及び河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第五十三条第一項の規定により地方整備局長及び北海道開発局長（以下「地方整備局長等」という。）に委任されている。 国土交通省本省においては、河川整備計画に関し、地方整備局及び北海道開発局（以下「地方整備局等」という。）から、その策定状況の報告、内容の相談等を受けている。また、地方整備局等に対し、当該計画の策定に当たっては住民等に分かりやすい内容となるよう工夫を行うべきこと等の指導を行っている。 河川整備計画の策定に当たり、地方整備局長等は、河川法第十六条の二第四項に規定する関係住民の意見を反映させるために必要な措置を適切に講じているものと認識しており、国土交通大臣から地方整備局長に対し、指示をする必要はないと認識している。
10. 整備計画における住民意見の反映について	1 河川法第十六条の二第三項及び第四項に関し、「河川の状況に詳しいもの」として流域住民を公募し、その公募委員を加えた流域委員会等（学識者会議、有識者会議等を含む）を設置するべきではないか。 2 流域委員会等は、完全公開とし、傍聴者に発言の機会を与えるべきではないか。 3 流域委員会等は、住民との意見交換会を持つべきではないか。 4 河川法第十六条の二第三項及び第四項について、単に意見を聴きおくだけの公聴会ではなく、住民と河川管理者が議論を行うことができる双方向性の公聴会とするべきではないか。 5 住民が意見書を作成する際、必要な資料を河川管理者が提供すべきではないか。	河川法第十六条の二第三項及び第四項に規定する河川に関し学識経験を有する者の意見聴取及び関係住民の意見を反映させるために必要な措置の具体的な方法については、地域の実情等を踏まえ、地方整備局長等が適切に判断するものである。
11. 吉野川水系について	1 「住民意見の反映」という河川法の趣旨を尊重し、第十堰の可動堰化計画を完全に放棄し、第十堰保全を整備計画策定の出発点にするべきではないか。 2 吉野川で行われている「流域委員会を設置せずに意見聴取をする」という整備計画の策定方法は、現在までの進行を見る限り、住民意見の反映が困難であると言わざるをえない。全面的に見直し、淀川方式を採用するべきではないか。 3 整備計画の策定過程について、国土交通省が示した素案、修正案ともに、環境保全目標がなく、総合治水策や超過洪水対策も基本方針に記された一般論にとどまっている。NPOや徳島市が研究提言した森林整備による洪水防御策についても、まともに検討していない。これでは、気象変動や社会環境の激変が予測され、新たな安全の尺度を求める住民のニーズに応えられないと考えられる。 NPOや徳島市の研究提言に対する考えを明らかにされたい。	御指摘の「第十堰」の対策の在り方については、可動堰以外の方法についても検討し、評価を行うこととしている。 吉野川水系に係る河川整備計画の策定に当たっては、河川法第十六条の二第四項に規定する関係住民の意見を反映させるために必要な措置を適切に講じているものと認識している。 御指摘の「NPOや徳島市の研究提言」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、吉野川流域ビジョン21委員会が取りまとめた「吉野川可動堰計画に代わる第十堰保全事業案と森林整備事業案の研究成果報告書」（平成十六年三月）については、国土交通省四国地方整備局において承知しており、一級河川吉野川水系吉野川における河川整備の在り方についての様々な意見のうちの一つであると認識している。

	質 問	政府答弁
	4 別途設置するとされる第十堰についての検討の場は、どのような方式を考えているか。運営方法、設置予定時期、検討のための調査項目、全体の調査スケジュール、調査の進捗状況について、それぞれ具体的に示されたい。	御指摘の「第十堰」の対策の在り方については、これまでに、国土交通省四国地方整備局において、当該堰の変状調査、空洞化調査、取付部構造調査等を行ったところである。また、平成十九年度以降には、出水時における水位観測、堰下流の河床形状調査等を行う予定である。今後、これらの調査等の結果が整理された段階で、御指摘の「第十堰についての検討の場」を設置する予定であるが、その運営方法、設置予定時期等については現在のところ未定である。
12. 国土交通省九州地方整備局による球磨川水系基本方針の現地説明会「くまがわ・明日の川づくり報告会」（以下「現地説明会」という。）について	1 河川分科会及び球磨川水系に係る基本方針検討小委員会において、委員である潮谷義子熊本県知事は、球磨川水系基本方針案の取りまとめに対し、「県民に対して説明することができない」ため「了承しがたい」と述べ、「国が県民に対して説明責任を果たすこと」を求めた。よって、現地説明会は、同知事の意見に基づいて実施されていると思われるが、どうか。同知事の意見と現地説明会の関係を説明されたい。	12の1及び2について 「くまがわ・明日の川づくり報告会」（以下「報告会」という。）の開催は、河川分科会等及び熊本県知事からの要請を踏まえ、球磨川水系河川整備基本方針に係る説明責任を果たすために、国土交通省の責任において実施している方策の一つである。報告会の日時、場所等については、熊本県にあらかじめ連絡しているところである。なお、熊本県知事からは、「国土交通省は自らの責任において、（中略）早急に説明の時期や手法を明らかにした上で、県民に対して御説明いただきますよう要請します。」との要請を文書により受けているところである。
	2 同整備局は、現地説明会の開催及び運営方法について、熊本県と相談していないと聞く。なぜか。その理由を合理的に説明されたい。また、開催及び運営方法について相談しているならば、いつ、どこで相談したのか。日時及び場所を具体的に示されたい。	
	3 同整備局が現地説明会で配布している資料には、同知事が同小委員会において示した意見等を一切示していないと聞く。同知事が同小委員会において、多数派意見とは異なる意見を示したことは、報道によって多くの県民が知るところであり、現地説明会に参加した住民には、国土交通省への不信が広がっているとも聞く。なぜ、同整備局は、現地説明会において同知事による少数意見等についても紹介、説明しないのか。	
	4 同整備局が現地説明会で配布している資料には、住民が同小委員会に提出した意見等を一切示していないと聞く。現地説明会に参加した住民には、住民の意見が無視されていることから、国土交通省への不信が広がっているとも聞く。なぜ、同整備局は、現地説明会において住民意見等についても紹介、説明しないのか。	

	質 問	政府答弁
	5 現地説明会において、住民の理解と関心を高めるためには、同分科会若しくは同小委員会に意見書を提出した住民の参加を求め、意見表明の機会を設けることが適当ではないかと考えるが、どうか。 6 現地説明会において、同整備局は「球磨川に関するアンケート調査」を実施している。だが、このアンケート調査の項目を見ると、基本方針の説明とは全く関係がないと思われる。本アンケート調査の目的は何か。球磨川水系整備計画の策定に活用する意図があるのではないか。 7 基本方針の説明を目的とする現地説明会の実施主体は、九州地方整備局である。だが、国土交通省の説明によると、基本方針に関した権限を有しているのは本省河川局であり、地方整備局は権限を有していない。同整備局が、現地説明会を開催・運営し、基本方針について説明・回答を行うのは、どのような権限によるものなのか。法令・内部規定等の具体的根拠を示されたい。 8 国土交通省の説明によると、国土交通省本省と地方整備局の間では、明確な権限分担がなされている。だが、基本方針の説明を目的とする現地説明会に、国土交通省本省の職員は出席していないと聞く。基本方針について権限を有しない地方整備局の職員が、基本方針について説明し、住民の質問にその場で口頭回答することは、権限逸脱行為ではないのか。 9 なぜ、現地説明会に国土交通省本省の職員は出席しないのか。 10 基本方針を実質的に審議、決定したのは、同分科会及び同小委員会である。だが、分科会長若しくは小委員長、あるいはその代理に指定された委員は、現地説明会に出席していないと聞く。なぜ、分科会長若しくは小委員長、あるいはその代理に指定された委員は、現地説明会に出席しないのか。	御指摘の「同分科会若しくは同小委員会に意見書を提出した住民」が、報告会に出席し、質疑応答に参加することは可能である。したがって、当該住民の参加を求め、意見表明の機会を設ける必要はないと考えている。 「球磨川に関するアンケート調査」は、球磨川に関する関係住民の意見等を広く聴くために実施しているものであるが、球磨川水系に係る河川整備計画の検討に当たって活用することはあり得るものと考えている。なお、同整備計画の策定に当たっては、別途、河川法第十六条の二第四項に基づく関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとしている。 12の7から9までについて 球磨川水系河川整備基本方針の策定に係る事務については、国土交通省設置法第三十一条第一項の規定に基づき、国土交通省九州地方整備局がその一部を分掌している。このため、報告会は、同局が主体となって実施しているものである。 報告会は国土交通省の責任において実施しているものであり、国土交通省としては、球磨川水系河川整備基本方針の策定に当たって意見を聴いた分科会長等に出席を求めるべきものではないと考えている。
13. 元建設省技監の近藤徹氏について	省庁出身者等が、出身省庁や局の職員人事及び政策決定に非公式な影響力を及ぼすことは、厳に戒めるべきことである。 基本方針検討小委員長を務める近藤徹氏は、既に退官して久しいにも拘らず、現在においても国土交通省河川局の職員人事及び政策決定に非公式な影響力を及ぼしていると聞くが、事実か。事実であるとすれば、国土交通大臣は、それを黙認しているのか。事実でないとすれば、他に河川局の職員人事及び政策決定に非公式な影響力を及ぼしている省庁出身者等はいないのか。	小委員会の近藤委員長が、「現在においても国土交通省河川局の職員人事及び政策決定に非公式な影響力を及ぼしている」という事実はないものと認識している。また、お尋ねの「河川局の職員人事及び政策決定に非公式な影響力を及ぼしている省庁出身者等」もいないものと認識している。

別掲資料—2

水戸部浩子氏への抗議・質問書

2007 年 5 月 16 日

「荘内日報」代表取締役社長 橋本 政之 殿

「荘内日報」論説委員 水戸部浩子 殿

水源開発問題全国連絡会

共同代表 遠藤保男

共同代表 嶋津暉之

国土交通省社会資本整備審議会河川分科会における 水戸部浩子氏の発言について

私たちは、全国各地でダム建設問題に取り組む市民団体の全国連絡会です。

活動の一環として、2007 年 4 月 19 日に開催された国土交通省社会資本整備審議会河川分科会を傍聴いたしました。

その席上、委員を務めていた水戸部氏が、次のように発言しました。

私たちはその発言を聞き、「言論の自由を貫き真実の報道と公正な世論の喚起を期す」ことを社是とする貴紙の論説委員として、水戸部氏は相応しいのか、強い疑問を抱きました。

したがって、次の諸事項について、ご回答をいただければ幸いです。

なお、水戸部氏が貴紙と関係なく「私人」として委員会に参加しているという趣旨のご回答は、受け入れかねます。なぜならば、水戸部氏は、貴紙論説委員の肩書きを用いて、国の審議会分科会委員に任命されているためです。

また、本要請につきましては、各報道機関にも併せてご送付させていただきます。

- ① 「誤解を恐れずに言うなら、自分はダムを 16 年間、地元のダムを含めて取材をしてきたが、往々にしてダムアレルギーというのが確実にある」と、水戸部氏はダムを反対する人々に説明しても無駄という主旨の発言をしました。貴紙は、地元住民に「ダムアレルギー」があるという、「不偏不党」ではない前提で報道してきたのですか？
- ② 球磨川の河床に関して、「禿げ頭と言ったら失礼ですけども、もう禿げかけているようなちよっと見るに忍びないような、もうこれ以上掘っちゃえばおそらく年増女が化粧落として見られないぐらいの、自分に置き換えるとそんなような感じ」と、水戸部氏は公の席において批判的な意味で「禿げ頭」「年増女」という言葉を使用しました。貴紙は、公の席においてこのような言葉を用いる物が、「社会の公器として常に品位を重んじ」る貴紙の社説を担当するのに相応しいと考えているのですか？
- ③ 川辺川ダムに反対する熊本県民が過半数に上るという熊本日新聞の世論調査結果を潮谷義子熊本県知事が紹介したことを受けて、水戸部氏は「『うちの親父は大反対したけれど、僕は反対した理由が分からない』という人が結構いた。知事のところには届いていないかもしれないが、『反対の理由が今は分からない』というような歴史の経過を踏まえて、今日があるような気がする」と、熊本日新聞の世論調査結果を否定しました。水戸部氏は、熊本日新聞による世論調査結果を信頼できないとするならば、世論調査に相当する具体的な根拠を示してください。また、貴紙は、公の席で新聞社による世論調査結果を信頼できないと発言する人物が、論説委員に相応しいとお考えですか？

以上

別掲資料—3

山岸 哲氏への抗議・質問書

2007 年 5 月 16 日

山階鳥類研究所総裁 秋篠宮文仁親王 殿下
山階鳥類研究所理事長 島津 久永 殿
宮内庁長官 羽毛田信吾 殿
山階鳥類研究所長 山岸 哲 殿

水源開発問題全国連絡会

共同代表 遠藤保男

共同代表 嶋津暉之

国土交通省社会資本整備審議会河川分科会における 山岸哲氏の発言について

私たちは、全国各地でダム建設問題に取り組む市民団体の全国連絡会です。

活動の一環として、2007 年 4 月 19 日に開催された国土交通省社会資本整備審議会河川分科会を傍聴いたしました。

その席上、委員を務めていた山階鳥類研究所長の山岸氏が、潮谷義子熊本県知事の発言を受けて、「知事がたくさん駄々をこねている」と発言しました。

潮谷知事は、熊本県民から選挙された「選良」です。その知事に対し、委員会の多数派や自らの意見と異なるからとは言え、山岸氏が「駄々をこねている」と発言したことに、私たちは大変驚きました。

山岸氏は、皇室ゆかりの研究所責任者として、相応しい品位を持っているのでしょうか。

それとも、皇室及び宮内庁では、選挙された知事の発言を、関係者が公の席で馬鹿にするようなことは、特に問題ないと考えておられるのでしょうか。

また、皇室及び宮内庁は、国民の中にある多様な意見について、自らと異なるものを馬鹿にする習慣が日常からあるのでしょうか。

以上の点について、ご回答をいただければ幸いです。

なお、山岸氏が貴研究所と関係なく「私人」として委員会に参加しているという趣旨のご回答は、受け入れかねます。なぜならば、山岸氏は、貴研究所長の肩書きを用いて、国の審議会分科会委員に任命されているためです。

また、本要請につきましては、各報道機関にも併せてご送付させていただきます。

以上

別掲資料—4

櫻井敬子氏への質問書

2007 年 7 月 12 日

学習院大学法学部教授 櫻井敬子 殿

水源開発問題全国連絡会

共同代表 遠藤保男

共同代表 嶋津暉之

国土交通省社会資本整備審議会河川分科会における 櫻井敬子教授の発言についての質問

私たちは、全国各地でダム建設問題に取り組む市民団体の全国連絡会です。

私たちは活動の一環として、2007 年 4 月 19 日に開催された国土交通省社会資本整備審議会河川分科会を傍聴していました。櫻井教授の発言を聞き、理解に苦しむ部分がありました。国土交通省 HP に掲載されている当日の議事録を読み返してもなお、疑問が残っているため、疑問点を整理し、質問させていただきます。

潮谷義子熊本県知事の「・・・再度、私は小委員会審議会の結果におきまして了承しがたいという意見を述べましたことを併記していただきたいということを申し入れさせていただきます」との説
明・意見を受け、櫻井教授は以下の趣旨の発言をされました。

「基本方針そのものについて反対（する）・・・ということであれば、安全性の問題（が）犠牲に（なる）」

「知事が反対されるということになりますとね、一般の委員と違い大変な力を持っている方ですから、基本方針で想定されるような河川整備は知事の任期中はできない、というところまで追い込む、ということはあるうる」

「分科会多数派の賛成する計画案は、一番厳しめの裁量審査のやり方してもまあまあいける」

「国家賠償が起きた場合どうなるかという、地元が反対しているならば大東水害判決の『社会的制約』の一番ハードルの高い制約があるということになるので、国は賠償責任を免れ、地元にとっては大変厳しいことになる」

櫻井教授の前記発言は、

「知事である潮谷委員が分科会多数派意見に異議を唱え、なおかつ基本方針策定後もその異議を貫くのであれば、基本方針で定めた治水施策が行われず、その間に洪水被害が発生して被災住民が国家賠償を求めたとしても、救済を受けられない。それは、（ダム反対という）治水計画の策定・実施に対する社会的制約があるからである」として、櫻井教授が潮谷委員に対し、基本方針案に同意するよう圧力をかけていると、受け取れる発言でした。

そこで質問いたします。

- 1（1）潮谷委員が知事として基本方針に反対するということと、審議会で少数意見を述べることは別問題です。

櫻井教授の前記発言のうち、「基本方針そのものについて反対（する）・・・ということであ

れば、安全性の問題（が）犠牲に（なる）」という部分は、（ア）知事が基本方針に反対すると、流域の安全性の問題が犠牲になるとの趣旨かと思われますが、さらに、（イ）潮谷委員が審議会で少数意見を述べることで流域の安全性の問題が犠牲になるとの趣旨まで含むのでしょうか。

- （２）前記（１）で、櫻井教授の発言が（イ）の趣旨も含む場合、潮谷委員は、審議会でとりまとめを行うことに対し反対したのではなく、とりまとめにあたり、平成１１年４月２７日閣議決定に基づき両論併記を求め、ないし少数意見の存在を併記するよう求めたにすぎませんが、このような潮谷委員の審議会における発言が、基本方針策定手続に対し、どのような根拠でいかなる影響を及ぼし、それ自体「安全性を犠牲にする」ことになるのか、明らかにして戴きたい。

また、そもそも、審議会とは反対意見も含めた自由な討論がなされ、両論併記も含めたとりまとめ（閣議決定）がなされることを予定した機関ですが、審議会において少数意見を述べるのが「安全性を犠牲にする」と非難されるのであれば、審議会委員は多数意見を追認せざるを得ないことになり、審議会の機能が阻害されるのではないかと懸念しますが、いかがでしょうか。

- （３）櫻井教授は、潮谷知事が、地元の多数意思を受けて基本方針に反対するのであれば「安全性の問題が犠牲になる」と主張されますが、流域住民多数が、国交省の発案した基本方針を了承できないことにより治水対策が遅れる場合、その責任は、流域住民の納得を得られる計画内容を示すことができず、また流域住民の納得を得るための手続設定することを怠った国交省にあり、「安全性の問題を犠牲に」しているのは国交省であると思われますが、いかがでしょうか。

２ 櫻井教授はご発言の中で、大東水害訴訟判決を引用しておられます。

ご案内のとおり、大東水害訴訟判決は、集中豪雨の際床上浸水等の被害を被った住民が、河川管理者に対し損害賠償請求を行った事案で、「未改修河川において確保されるべき安全性は、財政的制約・技術的制約・社会的制約等諸制約のもとで改修の過程に対応した過渡的安全性で足りる」との判断基準を示して水害被害者を敗訴させた判決です。同判決に対しては、学説・マスコミから広く「現状追認」との批判がなされていることもご案内のとおりです。

櫻井教授のご発言のうち、「国家賠償が起きた場合どうなるか」というと、大東水害判決の『社会的制約』の一番ハードルの高い制約があるということになる」との部分は、流域住民の基本方針に対する反対意見が過半数にのぼる状況を「社会的制約」ととらえ、流域住民が基本方針に反対している状況では、賛成している状況と比較して、住民が国家賠償請求訴訟において救済を受けられる範囲が狭まるとの趣旨と思われますが、流域住民が基本方針に反対している場合と賛成している場合とで、国家賠償請求訴訟の結論が異なる事案として、具体的にどのような事案を想定しておられるのでしょうか。

そもそも、今後、球磨川流域住民が基本方針に賛成したとして、球磨川水系で水害が発生した場合に、大東水害訴訟の判断基準の下で、被害住民の河川管理者である国に対する国家賠償請求が認容される場合がありうるとお考えですか。

以上、お忙しいこととは思いますが、ご回答をよろしくお願いいたします。

なお、本質問につきましては、各報道機関にも併せてご送付させていただきます。

以上

別掲資料—5

河川分科会 西谷会長への抗議・要請文

2007年6月29日

社会資本整備審議会

会長 張 富士夫 殿

同審議会河川分科会

会長 西谷 剛 殿

水源開発問題全国連絡会

共同代表 嶋津暉之

共同代表 遠藤保男

河川分科会長から社会資本整備審議会長への報告文についての抗議と要請

4月19日の河川分科会で球磨川水系河川整備基本方針についての審議結果が取りまとめられました。その結果がその日のうちに社会資本整備審議会長に報告され（資料1）、それを受けた審議会長が国土交通大臣に意見書を提出しています（資料2）。

河川分科会長から社会資本整備審議会長宛の報告は、19日の河川分科会で西谷会長が提案し、潮谷義子委員が同意を与えた「とりまとめ」（資料3）に沿ったものでなければなりません。ところが、潮谷委員の意見を反映させた文がすべてカットされていることがわかりました。

球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会における潮谷委員の地道な真摯な対応とその結果としての「了承しがたい」という意見が審議会の公文書として残らないことになったのです。

潮谷委員が繰り返し表明した「了承しがたい」という意見が社会資本整備審議会長に伝達されず、あわせて、国土交通大臣にも伝達されないのは、潮谷委員個人にとどまらず、潮谷委員が拠り所とした熊本県民に対する背信行為と言っても過言ではありません。河川分科会の議事での約束が守られなかったのはなぜなのか、西谷分科会長の責任はきわめて重大であるとともに、そこに審議会の答申をも意のままに操ろうとする国土交通省の許しがたい姿勢があります。

社会資本整備審議会长へへの報告に「とりまとめ」を記載していないことは、4月19日の河川分科会に出席していた全員に対する河川分科会長の約束違反であり、潮谷委員に対する明白な「背信行為」です。

私たちはこのことに対して強く抗議するとともに、以下のことを求めます。

- 1： 西谷河川分科会長は、国社整審（河）第4号（平成19年4月19日）文書を取り消すこと。
- 2： 西谷河川分科会長は、4月19日の「とりまとめ」すなわち、「潮谷委員から了承しがたいというご意見もございましたが、当分科会全体としては原案を適当と認める。なお、河川整備基本方針については、当分科会として河川管理者に説明責任を十分果たすよう強く要請する。」を社会資本整備審議会长へへの報告とすること。
- 3： 張社会資本整備審議会长は国社整審第20号（平成19年4月19日）文書を取り消すこと
- 4： 張社会資本整備審議会长は「潮谷委員から了承しがたいというご意見もございましたが、当分科会全体としては原案を適当と認める。なお、河川整備基本方針については、当分科会として河川管理者に説明責任を十分果たすよう強く要請する。」を内容とした報告が社会資本整備審議会长にされ次第、同報告を以って審議会意見とする文書を国土交通大臣に提出すること。

本件の連絡先 遠藤保男 電話 045-561-8186

付属資料 1

国社整審（河）第 4 号
平成 19 年 4 月 19 日

社会資本整備審議会
会長 張 富士夫 殿

社会資本整備審議会
河川分科会
会長 西谷 剛

球磨川水系に係る河川整備基本方針の策定について

平成 18 年 2 月 13 日付け国社整審第 20 号で河川分科会に付託された標記については、当分科会において「適当と認める」と議決しましたので報告します。

付属資料 2

国社整審第 20 号平成 19 年 4 月 19 日

国土交通大臣
冬柴裁三殿

社会資本整備審議会
会長 張 富士夫

球磨川水系に係る河川整備基本方針の策定について

平成 18 年 2 月 8 日付国河計調第 71 号により当審議会の意見を求められた「球磨川水系に係る河川整備基本方針の策定について」については、社会資本整備審議会運営規則第 8 条第 2 項の規定 1 により、当審議会河川分科会の結論をもって当審議会の意見とすることが適当と認めます。

付属資料 3 4 月 19 日河川分科会議事録抜粋

国交省のホームページ

http://www.mlit.go.jp/river/shinnngikai/shakai/070419/pdf/070419_gijiroku.pdf より

この議事録 52～53 ページにかけて

【分科会長】...次のような取りまとめをしたいと思います。つまり「潮谷委員から了承しがたいというご意見もございましたが、当分科会全体としては原案を適当と認める。なお、河川整備基本方針については、当分科会として河川管理者に説明責任を十分果たすよう強く要請する。」

以上を取りまとめといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。知事さんもよろしいですか。

【潮谷委員】私の意見をあつたということで明確に位置づけていただいた上で、そのほかの委員の方々が了承されたという文言の整理でございますので、結構でございます。

【分科会長】ありがとうございました。

別掲資料— 6

関東地方整備局と本省に利根川流域市民委員会が提出した提案

2007 年 7 月 18 日

国土交通省河川局長 門松 武 様
関東地方整備局長 中島 威夫 様
利根川・江戸川有識者会議 座長 宮村 忠 様
渡良瀬川有識者会議 座長 小葉竹 重機 様
鬼怒川・小貝川有識者会議 座長 西村 仁嗣 様
霞ヶ浦有識者会議 座長 前田 修 様
中川・綾瀬川有識者会議 座長 鮭川 登 様

利根川流域市民委員会

共同代表 佐野郷美（利根川江戸川流域ネットワーク）
嶋津暉之（水源開発問題全国連絡会）
吉田正人（江戸川大学教授）

連絡先 深澤洋子 TEL&FAX 042-341-7524
〒187-0001 東京都小平市大沼町 1-106-19
高橋盛男 TEL&FAX 047-367-2857

住民参加を充実させ

よりよい利根川水系整備計画案を策定するための提案

国土交通省関東地方整備局は、利根川水系の河川整備計画策定にあたり、有識者会議の設置、公聴会の開催などを行ってきました。しかし、私たち利根川流域市民委員会が期待する住民参加のあり方からはほど遠く、単なる「傍聴」や一方通行の「意見表明」にとどまっています。

一方、近畿地方整備局では、淀川水系流域委員会を巡り、レビュー委員会を開催し、同委員会は、4 月 6 日に、透明性、委員会のすすめ方、住民参加、委員の選定方式についてプラス評価を行うとしたまとめを発表しました（資料 1）。これに対し、冬柴鐵男国交大臣は、「悪かった点は排除し、良かった点は出来るだけ尊重をすることが大事」と述べ、「淀川だけではなしに他の水系に対しても、尊重されるであろう」と見解を明らかにしました（資料 2）。

そこで、これまでの経緯を踏まえ、こうした評価や大臣見解に基づき、利根川流域市民委員会として、改めて以下のことを提案し、策定の進め方について改善を要望します。

この提案についての検討結果の回答を 7 月末までに連絡先の深澤の方へお送りくだされば幸いです。

- 1 淀川水系流域委員会レビュー委員会が評価し、大臣が「尊重されるであろう」とした点の提案
河川管理者が住民との間でキャッチボールを密に行うことを基本的な前提として、
有識者会議を改組し、その運営方法を改善すること

(1) 有識者会議の改組

淀川レビュー委員会の評価

「河川工学など学問領域の専門家のみならず、学識経験者の範囲を拡大し、地域での体験の中で培われた知識を有する者を委員として加え、また、第三者による推薦プロセスを経て、一般公募を含め幅広く委員を選定したことで、多くの意見をもとに議論できたことは評価できる。」

「流域委員会の運営に関する庶務を河川管理者の委託を受けた民間企業が行ったことに関しても、流域委員会の充実した活動を補助するという点に鑑みて評価されるべきである。」

上記の評価を受けて有識者会議を次のように改組すること

- ① 有識者会議を改組し、住民を「地域に詳しい委員」として会議の委員に含めること
- ② 「地域に詳しい委員」は、公募によって選考すること
- ③ その選考は第三者委員会が行うものとし、選考プロセスをガラス張りにすること
- ④ 有識者会議の公平性・独立性を担保するため、事務局は関東地方整備局ではなく、第三者機関とすること

(2) 有識者会議の運営の改善

淀川レビュー委員会の評価

「委員会場で常に傍聴者発言の時間を確保したことや常時住民からの意見を受け付けたこと、現地での意見聴取を実施したこと等を通じて、流域委員会が住民の意見を聴くことにより、住民が意見を述べる機会が増加したとともに、学識者が自らの認識を高めつつ意見を述べることができたということは評価できる。」

上記の評価を受けて有識者会議の運営を次のように改善すること

- ① 有識者会議で傍聴者発言の時間を確保すること
- ② 有識者会議及び事務局は傍聴者の発言にきちんと対応すること
- ③ 有識者会議は住民から出された意見書について住民からその内容を聴く場を設けること
- ④ 有識者会議は住民と双方向性の意見交換を行う場を設定すること

2 淀川水系流域委員会の実績を踏まえて利根川整備計画の議論の対象に関する提案

淀川水系流域委員会では、計画中の事業だけでなく、実施中の事業、そして、既設施設の維持管理の方法についても議論の対象としてきたので、それを踏まえて利根川においても議論の対象を次のようにすること

- ① すでに実施中のダム建設等の事業も検討の対象とし、その是非を議論すること
- ② 工事を行う事業だけでなく、利根川河口堰や常陸川水門のゲート操作などの維持管理の方法も検討および議論の対象とすること

以上

別掲資料— 7

四氏、参議院選挙に挑戦のお知らせ葉書

水源連会員の皆さまへ： 水源連会員四氏、参議院選挙に挑戦のお知らせ

無駄なダム事業計画の固執、それを遂行せんがための住民を切捨てた水政策、これらの克服が水源連の課題です。このような国交省の逆戻りをただすため、水源連は公共事業チェック議員の会の皆さんに協力を求めてきましたが、何分にも水行政に強い議員の絶対数があまりにも少なく、特定の議員に超多忙を強いていたのが現実でした。

何とかしなければ、という状況の中で、水源連会員である四氏が参議院選挙に挑戦されることが分かりました。全員が当選されることは、水源連運動にとってこの上もない強化になります。水源連の性格上、水源連としての選挙運動はできませんが、情報としてお伝えします。皆さんの判断でご活用ください。四氏の政見、連絡先等は下記のそれぞれのホームページを参照してください。

氏名	選挙区	所属政治団体	ホームページアドレス
上原ひろ子	比例区	社民党	http://www.ueharahiroko.net/
大河原雅子	東京	民主党（東京・生活者ネットワーク推薦）	http://www.ookawaramasako.com/
藤田 恵	比例区	9条ネット	http://www.9jo-net.org/ www.fujitamegumi.com
松野信夫	熊本	民主党	http://www.matsuno-nobuo.jp/

上記四氏に加えて、水源連会員の方で参議院選挙に挑戦される方が居られましたら事務局までお知らせください。

文責 遠藤保男

現行河川法を産み出した木曽川水系に

「問題」は発生し続ける

～そして「治水事業は果てることのない事業である」

(新川決壊水害訴訟被告国第一準備書面より) ～

07.07.21 徳山ダム建設中止を求める会 近藤ゆり子

1. 木曽川水系河川整備基本方針・河川整備計画策定はじまる

3月13日に「木曽川水系流域委員会」が発足した。「土岐川・庄内川流域委員会」「矢作川流域委員会」に続き、またまた辻本哲郎先生（河川整備基本方針検討小委員会委員でもある）が委員長である。「トリプル、ねえ。向こうも人材払底なんだあ」というのが某弁護士の感想。

委員の公募もない、「環境団体代表」のような委員もいない。昨年初夏にこっそり発表した「木曽川水系河川整備計画策定の進め方」の文脈からすれば当然である。昨年8月初頭、中部地整河川部が、この「こっそり発表」のものを私に提示した時の会話：近藤＝「ああ、やっぱり。こうなったら思いっきり反動的にやって頂戴！」 中部地整河川部S＝「はい、中途半端なのはよくありませんから」（意思疎通ができすぎ、「阿吽の呼吸」がコワイ）

6月29日の「第70回河川整備基本方針検討小委員会」で木曽川水系が初めて議題になった（「高水計画だけ」と絞ったので委員の諸先生方がお怒りになった）。

「徳山ダム建設中止を求める会」「徳山ダムをやめさせる会」とともに、組織的には傍聴にも行かないし、意見書も出さない。が、これらの動きは注視していこうとは思っている。

河川法16条による河川整備基本方針策定は、法的にも「河川局が決める」ものであり、河川法16条の2の運用の反動化は、河川局総体の意思として全国で貫徹されようとしている。

これを撃ち返すのは容易ではない。地域の具体の運動が求められている。

「2. 導水路問題」「3. 水害訴訟」の観点を提出する。

【河川法再改正要求には同意できない】

「河川法16条の2は（16条も）、反動的に運用されているのは、これらの条文が住民参加を不十分にしか書き込んでいないからだ、再改正を求める」という意見が根強く存在する。「不十分でしかない」のは事実であるが、今、河川法再改正を声高に言うときではない。詳細を条文化しないことで、『16条の2の条文を素直に解釈』する淀川水系流域委員会も成立しえたのである。今は現行法の運用を、正しいものにすることに力を傾注するべきである。

各地域で、16条の2の『条文通りの素直な運用（＝元の淀川委のようなものの設置）』をさせられない、という力関係を直視しなければならない。このようなときに「河川法再改正」と銘打って、河川局が動くとしたら「うるさい『市民』がモノを言う場面を最小化する」方向での改「正」を目論むということに他ならない。

地域の運動を広く根深く構築し、真に住民が主導権をもつ状況で臨むのでなければ「よりよき河川法」にはならない。主導権をとる運動を具体的な場（地域）で創り出すプロセスを提出しないまま、「河川法を再改正しよう」議論をすることには、大いに異議がある。

2. 導水路問題〜「徳山ダムに係る木曽川水系連絡導水路」の愚

3月21日、愛知県スポーツ会館で約70名が集い、熱心にこの問題を討議した。

この導水路計画の主要な目的は「1994年規模の異常渇水時の木曽川の河川環境被害を軽減するための緊急水補給」である。大渇水の際に、木曽川の水を水道水としている地域の断水を防ぐ、とか、工業水を手当するといわけではない。あくまでも「治水-流水の正常な機能の維持」のためであって、「ウグイやアユの産卵のために必要な水」なのである。では「94年規模の異常渇水時の木曽川の河川環境被害についての調査データは？」と聞いても出てこない。まして「20m³/秒補給することにより、どういう環境被害軽減があるか？（例えば25m³/秒とか30m³/秒ではなく20m³/秒とした根拠）」というものは何もない。

他方、徳山ダムの利水者である名古屋市や愛知県は、確保した4m³/秒の水を使う具体的計画は存在しないから、導水路に積極的に投資する理由は何もない。「治水」（7割が国の負担）で導水路を作ってくれたら儲けもの、とでも考えているのだろう。

その上、大きな環境改変が考えられるのに環境アセス法の適用除外事業としようとしているらしい（事業面積が75ha以下であることをもって）。大部分がトンネルだから環境への影響は少ない、などということはない。岐阜県岐阜市や各務原市の水道水源である地下水に及ぼす影響や、多量の掘削土（ズリ）がもたらす問題（東海環状自動車道のトンネルから出たズリで大きな環境問題が起こっている）など、環境への影響については、十分に調査・検討されねばならない。

さらに事業費では「効果」の算出はなく、「必要」を前提とした身替わり建設費（他の施設、つまり別のダムを建設した場合）との比較しかない（B/CではなくC/C）。

これが、コソコソと3月13日に発足させた「木曽川水系流域委員会」にかけて「河川整備計画」に位置づけてしまおうという「徳山ダムに係る木曽川水系連絡導水路」の実態である。

100億円くらいのお金を払わされ、自分の地域の地下を通る岐阜県（河川課）には全く当事者意識がない。曰く「国の事業ですから」。少なくない負担を強いられる岐阜県・愛知県・三重県に「ウッそう！本気ですか？」と、迫らなければならないだろう。

そして多くの流域住民に、この問題を報せていかなければならない。

なお「環境被害軽減」云々に何の根拠もないことは、近藤昭一議員（公共事業チェック議員の会・会長代行）からの質問主意書・答弁書で、より一層明らかになった（衆議院 質問答弁 第166国会 No.378 徳山ダムに係る木曽川連絡導水路事業の目的と効果に関する質問主意書）。

3. 水害訴訟

「川はときに猛威をふるい、牙を剥く。」水害の問題を離れて「川」を語ることはできない。誰が見ても新たな水源開発の必要性など存在しない今、河川の「計画」の中心は治水である。ここで河川管理者は、水害を楯にとって「"市民"は無責任な議論しかしない。（整備計画策定も）河川管理者に任せろ」と言い募っているのが、現在の「反動化」の状況であるといえる。

床上浸水は、暮らしの根本を破壊する。一部の地域（市街化区域！）に甚大な被害を集中させるような「治水」がなされているのが現状である、曰く「技術的・財政的・社会的制約がある」（大東水害最高裁判決）。当然にも諸制約は存在し、かつ川は溢れるものだ。だからこそ、平等原則に則った真に民主主義的な「治水」のあり方を、広範な関係流域住民とともに考えていかなければならないのだ。

7月8日、大垣市西部の荒崎地区で「荒崎水害5周年」の集会が開かれ、地域住民130人が参加した（2002.7.10の台風6号による降雨で、大谷川右岸越流堤から大量の水が住宅地を襲い、

甚大な被害が生じた。2004.10.20 にも再度の床上浸水があり、水害が引き金となった自殺者も出ている）。180世帯が荒崎水害訴訟を闘っている。

この集会に 2002.9.12 の東海豪雨で甚大被害を受けて提訴した野並水害訴訟（天白川）、新川決壊水害訴訟（庄内川水系新川）の原告団も招かれて発言した。（この3つの水害訴訟につき、8月の「川のシンポ」で展示ブースを出す）

河川法16条の2に基づく「市民参加」を要求する側としては、現実の水害被害に目を向け、その解決（被害軽減）方策を、被害者とともに考える姿勢が求められていると思う。

7月9日には、名古屋地裁において、新川決壊水害訴訟の証人尋問（河川管理者側）が行われた。「検討していない」「知らない、記憶にない」「権限がない」等々のオンパレードである。これを見れば、「河川管理者こそが責任をとる（市民・住民は無責任）」（＝05.12.3の竹村公太郎氏の言）と言い放つ河川管理者は、実は責任をとることなど微塵も考えていないことがよく分かる。7月18日には、同じ訴訟の原告本人尋問が行われた。甚大な被害に直面して、凄まじいまでの努力で問題の所在を明らかにしてきた新川決壊水害訴訟原告団に深く敬意を表したい。

私たちが「川」について発言しようとするとき、こうした事実から目を背けてはならない。

4. 徳山ダム裁判行政訴訟(事業認定取消訴訟) 終結

2月22日、最高裁第一小法廷（涌井紀夫裁判長）は、原告の上告を退ける決定をした。以下は徳山ダム裁判弁護団長・在間正史弁護士からの当日のメールである。

＜徳山ダムの行政訴訟が、本日、上告棄却となりました。先ほど、最高裁第1小法廷の書記官から連絡がありました。夕刊に記事が載ると思います。これで、行政訴訟は完全に終わりました。結局、裁判所は何も見なかったということです。長い間、ありがとうございました。住民訴訟は、なお最高裁第2小法廷に係属しており、訴訟は未だ続いています。訴訟審理やり方としては、こちらの方が問題が大きい。＞

原告（控訴人・上告人）の皆様、そしてご支援頂いた方々に、深く御礼申し上げます。

5. 今なお問題は発生し続けている

徳山ダムは、試験湛水中である。「想定する最も遅いペース」だから、「完工」は遅れるかもしれない。だが、すでに徳山村の集落のあったところは大部分が水底に沈んでしまった。

私たちは、イヌワシ・クマタカに注目してきた。これは単に個体数が少なくなった絶滅危惧種だから、ということではない。生態系の頂点＝アンブレラ種であるからである。

湛水によって自然環境は激変しているのに、昨年7月25日に「第2回徳山ダムモニタリング部会」を開いたきり、次回の日時も決まっていない（07.07.18に中部地整で確認）。試験湛水前の「第2回徳山ダムモニタリング部会」では、「試験湛水中に何があったら・・・どうこう」と議論していたが、実際には、試験湛水によって何がどうなっているのか、公開の場で明らかにしようとしてはいない。事業者（ダムを造る側）は「環境なんてどうでもいい」と考えていることがよく分かる。こうしている間にも、絶滅危惧種は絶滅へと追いやられている。

7月20日、旧徳山村の人達が、補償協定変更無効確認を提訴した。約束が反故にされ、ふるさとへの往来が不能になった人々の、怒りの提訴である。

未来永劫「問題」が発生し続ける・・・これが日本一の巨大ダム・徳山ダムの姿である。

※ 以下のパワポ資料を実費でお頒けします。「徳山ダム建設中止を求める会」事務局までお申し出
水源連便り 42号 P29

(5) 新川決壊水害「記憶は風化せず」(500円)

水源連便り 42号 P30

徳山ダム訴訟 住民側敗訴確定

8年の闘い 悔しさ募る

07.02.23 17
昨年からの試験湛水が始まった徳山ダム（揖斐川町）の事業認定取り消しを求め、反対派住民らが国や県を相手取っていた訴訟で、最高裁が22日、住民側の上告を棄却し、住民側敗訴が確定した。約8年に及んだ訴訟での主張が認められず、住民らは悔しさをにじませた。

原告側の在間正弁護士（56）は「納得はいかないが、どうしようもない。失望以外、ない」と憤る。原告団の近藤ゆり子事務局長（57）も「新規利水など社会的通念からいっても、私たちの主張は明白だった。裁判所は行政に対するチェック機能を果たしていない」と

嘆く。一方で、長い争いについては「河川行政の認識しており、妥当な決定」との談話を出した。

古田肇知事は「徳山ダムは揖斐川流域の47万県民の生命と生活を守るうえできわめて重要と認識しており、妥当な決定」との談話を出した。

できたものもある」と振り返った。

ダムで発電する電力は中電が全額購入する予定だったが、直営化すれば揖斐川流域の他のダムと一体運用することで、中電にとってコスト削減につながるという。

徳山ダムは発電のほか、治水や、上水道、工業用水の水源として利用される多目的ダム。当初は利水が主目的だったが、水需要の低下で治水の比重が高くなった。二〇〇四年の事業実施計画変更に伴う治水機能の強化でダムの発電容量が減少。発電と中電は、下流に建設予定だった杉原ダムと連動させて最大出力四十万瓩の揚水式発電施設を建設する計画だったが、徳山ダム単独の発電に変更し約十五万三千瓩に縮小した。（坪井千穂）

長引く計画 費用増大

発電事業者 中部電力に 直営化でコスト削減

07.03.14 徳山ダム
二〇〇八年春の稼働を事業者が電源開発（東京）から中部電力に変更が行われている揖斐川町の徳山ダムで、発電（徳山村民への補償交渉が

難航し、構想が浮上した一九五七年から半世紀が経過。長引く計画で電費が増大し、中部電力が後を引き継ぐことになった。

電費は徳山ダムの総事業費約三千三百五十億円のうち、すでに約四百七十億円を負担。金利や事業に携わる社員の人件費



などもあり、同社の島田寛治取締役はこの日の記者会見で「先行投資を早く回収したかった」と理由を話した。電費が徳山

説明する電源開発の島田寛治取締役（右から2人目）と中部電力の水野明久経営戦略本部長（左から2人目）。岐阜市の中電岐阜支店で

徳山ダムの発電 中電事業主体に Jパワーが譲渡

3月14日 水曜日 岐阜県 岐阜市
中部電力は13日、岐阜県揖斐川町の徳山ダムの水力発電事業をJパワー（電源開発）から譲り受けること発表した。電力需要が頭打ちとなり宙に浮いていた事業だが、岐阜市で記者会見した中電の水野明久執行役員は「（ダムの水を）垂れ流しにしているのか。企業の社会的責任上、今さら引けない」と話した。

中電、Jパワー両社の説明では、中電はJパワーに対し、同社が57年度から05年度までに投資した476億円を上回る額を、08年度のダム完成後に支払う。発電所建設も中電が行ううえで、09年度の着工を目指すとしている。中電の負担総額は最大で1千億円ほどになる見通しだ。

徳山ダムの水力発電は04年の計画見直しで、Jパワーが最大出力15・3万キロワットの発電所をつくり、この電気を中部電力が買うことになっていた。だが、電力需要の伸びがほとんど見込めず、計画が止まっていた。

両社によると、ダム計画の長期化や事業費の膨張などで投資を早期に回収したいJパワーが、中電に事業譲渡を持ちかけた。中電としては、Jパワーから電気を買うより、徳山ダムの発電所を同じ揖斐川水系の既存の3発電所と一緒に運用した方が負担が小さくて済むと判断したという。

木曾川水系整備「住民不在」

流域委員公募せず

中部地整局

今後20～30年間の整備計画を検討する「木曾川水系流域委員会」（委員長＝辻本哲郎・名古屋大学大学院教授）が、住民や識者の意見を反映させる仕組みとして設置できるようになってから10年を経て、ようやく設けられ、13日、名古屋市中区で初会合を開いた。委員15人は、国土交通省中部地方整備局が選んだが、すでに同局管内で設けられている7水系の流域委では五つで委員を公募しており、専門家からは批判の声も上がっている。

今回、委員の公募を実施しなかったことについて、同局は「流域が広い」と注文が出た。

木曾川水系は木曾川、長良川、揖斐川の木曾三川が対象。長良川河口堰や徳山ダムなどをめぐり、

議論が繰り返され、反対派も交えた公開の円卓会議が開かれた。97年の河川法改正にもつながら、整備計画を作る際に、識者や住民の声を生かそうと流域委員会が設けられるようになった。しかし、木曾川水系での設立には10年かかり、同局管内でも8番目。04年には徳山ダムの事業費が960億円増額され、利水容量を治水に振り替えるなど大幅な事業変更が行われた。国交省側も「流域委員会での検討が

望ましい」と認めていたが、「同水系は流域が広く、データ整理に時間がかかる」として設立を先延ばししていた。「木曾川水系の水資源問題」の著書もある金城学院大学の伊藤達也教授（人文地理学）は「住民の意見を聞く」という法改正の趣旨を一番引き継ぐべき木曾川水系でこれではあまりに情けない」と話している。

乗

ダム補償
協定変更訴訟

原告の
旧村民
「お金の問題でない」
公有地化事業 影響か



徳山ダム（揖斐川町）建設をめぐって、旧徳山村民の一部がダム湖周辺

の所有林につながる付け替え道路が建設されなくなったことに抗議していた問題は、司法の場に判断が持ち込まれることになった。原告側は「お金の問題ではない」として、あくまで道路の建設を求める考えだが、道路建設に充てられるはずだったダム事業費は、すでに県の山林公有地化事業での買収費用に充てられており、仮に原告の主張

が認められれば事業の前提が覆る形になる。「徳山村を築いてきた先人に対し、私たちは故郷を放棄した責任がある」。原告の一人で、徳山村の総務課長として公団側との交渉に立ち会った細尾重明さん（67）は、真中央、揖斐川町は、二十日の記者会見で、ふたりの山林公有地化事業の買収費用に充てられており、既に対象地の54.5%が買収済み。県は「訴訟の直接の当事者ではなく、コメントする立場にない」とした。

（坪井千隼）

源開発公団（現水資源機構）と旧徳山村が、水没してしまつた道路の代わりとなる付け替え道路の建設を盛った協定を結んでいたのに、旧徳山村と合併した旧藤橋村（現揖斐川町）が勝手にその内容を変えたと訴える。

「いつでも残された山林に行くことができる付け替え道路の建設は、村民がダムによる廃村を受け入れる絶対条件だった」と細尾さん。藤橋村と徳山村との合併協議でも、公共補償協定の内容を守ることを確認していたのに、と憤る。

だが、道路建設に充てられなかったダム事業費約三百五十億円は、県の山林公有地化事業にともなう山林買収費用に充てられており、既に対象地の54.5%が買収済み。県は「訴訟の直接の当事者ではなく、コメントする立場にない」とした。

訴訟原告団が総会

荒崎水害 井田議員 行政責任追及を継続

02年7月の台風6号に伴う集中豪雨で大きな被害を受けた大垣市荒崎地区の住民で組織する「荒崎水害訴訟原告団」（安保千壽会長）の今年度総会が8日、同市荒崎地区センターで開かれた。佐田参三弁護士は「水害は、何も対策をとってこなかった行政の責任。裁判では河川管理の責任、

住民の健康被害・生活被害を訴えていく」など、行政責任を問いつける方針を説明した。原告団は04年6月に結成し、現在120人。今年度は被害から5年の節目を迎え、同じ水害に苦しむ名古屋市の野並水害訴訟原告団なども招いた。参加した原告団員や地

区住民ら約100人を前に、安保団長は「水害から5年。水害被害を風化させてはいけない。行政に任せろではなく、行政を動かして安全な地区にするように行動しよう」とあいさつ。続いて野並水害訴訟原告団などの活動報告などもあった。総会では、今年3月に裁判所へ提出した浸水被害アンケート調査結果なども報告された。

〔宇林光利〕

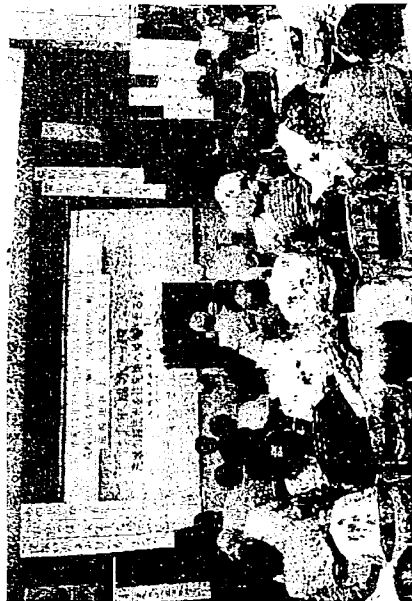
荒崎水害 「水害をなくす会」総会

荒崎水害訴訟

本年度内に結審を

市道「水害をなくす会」総会

1102年平成十四年 受けた大垣市荒崎地区の区より水害をなくす会」七月の豪雨で浸水被害を受けた大垣市荒崎地区（安保千壽会長）の総会が



八日、同市島町の荒崎地区センターであり、係争中の損害賠償訴訟の状況などを確認した。荒崎水害訴訟は、揖斐川支流の大谷川にある洗堰（あらいげき）の越流で水害を受けた住民が、県を相手取り04年八月に岐阜地裁に提訴。原告団は現在百八十人。総会には会員約百三十人が参加。水害から五年を迎え、原告団長の安保会長が「荒崎水害が人災であることを決して風化させてはいけない。自分たちの手で行政を動かそ

う」とあいさつ。原告団が訴訟の経緯を説明し、本年度内に結審を目指す方針などを語った。

また、00年九月の東海豪雨被害で、同じく住民訴訟をしている愛知県内の二つの原告団関係者も参加し、荒崎地区と同様、行政の対応の不備を指摘し、相互の活動の推進を訴えた。

荒崎水害訴訟 原告団が総会

大垣

11002年の豪雨で浸水被害を受けた大垣市荒崎地区の住民による「荒崎水害訴訟」原告団の総会が八日、市荒崎地区センターであり、関係者約百十人が参加した。荒崎地区などは、同年七月の台風6号による豪雨で揖斐川支流の大谷川が越流し、約四百八十二

07.07.09 木

世帯が浸水。住民らが県を相手に、慰謝料などの支払いを求める訴訟を起こしていた。安保千壽原告団長は「自分たちの地域は自分たちで守るという意識が大切。住民の力で行政を動かしていきたい」とあいさつ。このほか名古屋市長官区の「野並水害訴訟」の関係者らによる活動報告もあった。

（河郷大史）

朝日 2007.7.9

大垣・荒崎水害

5年機に集会

原告団 洗堰残り危険

02年7月の台風6号に伴う豪雨で浸水被害を受けた大垣市荒崎地区で8日、5年の節目を迎えるのを機に「荒崎地区から水害をなくす会」（安保千壽会長）の集会和、荒崎水害訴訟原告団総会が開かれた。

荒崎地区センターでの二つの集まりには約130人が参加。他の水害訴訟の実態も知らると、東海豪雨（00年8月）で被害を受けた名古屋市長官区野並地区の原告団関係者らも招いた。

荒崎水害訴訟は04年8月、洗堰などの河川管理、防災対策を怠ったとして県に損害賠償を求めている。原告団は現在180人。大谷川の水があふれた洗堰は、今年度中に1.05mかさ上げすることが決まっている。

安保原告団長は「かさ上げされても洗堰は依然残り、これがある以上、水害は発生する。両岸同じ高さにかさ上げできるのは、いつのことも分からない。その前に輪中堤を造るなどで防ぐのが現実的。多くの人の声を集めて国や県に働きかけてほしい」と述べた。

山鳥坂ダム予定地周辺

クマタカ新たな営巢

2つがい目 幼鳥1羽ふ化 国交省確認

国土交通省山鳥坂ダム工事事務所は七日、大洲市肱川町に建設を計画している同ダムに絡む環境影響評価（アセスメント）の調査地域に、環境省と県のレッドデータブックで絶滅危惧（きき）種に指定されているクマタカのつがい（営巢）が、幼鳥がふ化したと発表した。調査地域でのクマタカの営巢は、従来からの二つがいに加え計二つがいにふ化し、今後のダム建設の日程が根本的に見直されることになりそうだ。



山鳥坂ダム建設予定地周辺で営巢が確認されたクマタカのつがい。上がオス、下がメス（国土交通省提供）

同工事事務所によると、クマタカの繁殖期に合わせ毎年十二月～翌年九月、事業実施区域と周辺三つの範囲で調査を実施。今季は二、三月にオスとメスのペアが飛行し、交尾や枝などの巣の

要材を運んでいる姿を確認。この時点では実際の

建設日程見直し必至

【解説】 国土交通省が建設を計画する山鳥坂ダム予定地の周辺で、二つがい目となるクマタカの営巢が確認された。国交省は年内の環境アセス終了、年度内の工事用道路掘工を目的とするが、新たなつがいの調査に必要な期間などを考えると、スケジュールの変更は必至。調査結果によつては建設計画そのものの影響も出てきそうだ。

新たなつがいや幼鳥の調査について、泉原猛・愛媛環境カウンセラーズ会特別顧問は「保護する

貴重な生息環境示す
野鳥の生息に詳しい泉原猛・愛媛環境カウンセラーズ会特別顧問は、新たなクマタカのつがいは、もとよりつがいの血統と考えると、クマタカは山鳥坂ダム建設予定地や周辺を離れないという方向に転換すべきだ。

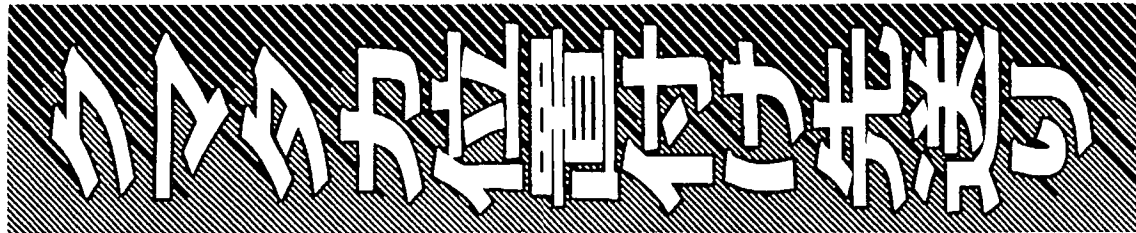
に巣を作っていない。月の前半はオスしか見られなかった。つがいは断定されなかったが、六月二日と見られる幼鳥一羽が、四、五、六十五日、巣を築いていた。巣を築いていた。巣を築いていた。

立場からは五年は必要」と強調。二〇〇六年に加入する山鳥坂ダム予定地の周辺で、二つがい目となるクマタカの営巢が確認された。国交省は年内の環境アセス終了、年度内の工事用道路掘工を目的とするが、新たなつがいの調査に必要な期間などを考えると、スケジュールの変更は必至。調査結果によつては建設計画そのものの影響も出てきそうだ。

は事業区域外の調査地域。山鳥坂ダム周辺では一九九六年からクマタカの調査をしており、二〇〇〇年には事業区域を主要な生活基盤とする。このつがいは二〇〇二年以降は事業区域を離れたが、調査地域内で新たに巣を作り、現在も営巢を継続しているという。山鳥坂ダムは一九九年度完成予定。総事業費は八百五十億円。

新たなつがい発見を受け、同工事事務所は十日、環境検討委員会（委員長・石川和男・山形県女子大教授）を開催。環境アセスにおけるクマタカの取り扱い、工事がクマタカに与える影響、今後の調査方法などを協議する。

山鳥坂ダム環境検討委



新2つがい目「秋ころまで調査」

国土交通省の山鳥坂ダム(大洲市砥川町)建設事業に伴う環境影響評価(アセスメント)でクマタカの新たなつがいと幼鳥一羽の存在が確認されたことを受け、同省の山鳥坂ダム環境検討委員会(委員長・石川和男、松山東英女子大教授)第十回会合が十日、松山市内であり、幼鳥の巣立ちや親子の行動などを調査した上で、アセスの内容やスケジュールなどを次回委員会で協議するとした。しかし、環境アセスにおけるクマタカの位置付けに関する議論はなかった。

スケジュール変更もありうるとした。

猛禽(もつきん)類調査は事業実施区域と周辺三*の約八千坪で実施。調査区域内ではこれまで、事業区域外でクマタカ一つがいや営巣、新たなつがいの営巣も事業区域外で確認された。同省山鳥坂ダム工事事務所は委員会と新たなつがいについて報告。六月

二十八日から九日間の調査で▽飛行範囲は主に巢の北東方向で、調査区域内外にまたがる▽幼鳥へのヒヤ小動物などの餌運びは四回確認一などの状況を述べた。委員は今後の調査方法として「一カ月に二回ずつ二〜三回調べることで、行動を究明に見る」

とができる」と指摘し、当面の調査期間を、幼鳥が巣立ち・親離れする秋ころまでと設定。主要な行動範囲であるコアエリアや狩り場、親鳥や幼鳥の飛行範囲などを確定し、次の検討委で建設事業への影響、調査対象としてクマタカをどの位置づけるかなどを協議す

る。同事務所は二つがいと幼鳥各一羽の計六羽のほか、調査区域に飛来し、個体識別できるフロッター(つがいを形成していない個体)が四羽いることも明らかにした。国交省は年内に環境アセスの手続きを終了させる予定だったが、クマタカ調査の結果によって

注目種格上げ言及せず

解説 山鳥坂ダム予定地周辺で確認された新たなクマタカのつがいについて今後の対応を協議するため開かれた十日の山鳥坂ダム環境検討委員会は、ほとんどが調査方法に賛やされ、本来議論されるべきクマタカの位置付けが先送りされた。環境アセスで重要種となっているクマタカの「注目種格上げ」などに関する言及がなく、今後のアセスの効

性が問われることとなった。クマタカを希少性から評価する重要種に位置付けていることにはこれまで異論があり、生態系保全の面から評価する注目種に「格上げ」すべきとの議論は環境検討委でもあった。国交省も工事がクマタカの営巣に影響を与えるケースが想定される場合などは、注目種への変更を検討することを言明している。それだけに、新たなつ

がい発見を受けた今回の会合は当然、クマタカの位置付けが主要テーマになるべきだった。調査結果を受けた次回会合で、検討委はその存在意義を問われることになる。今回のつがい確認で、ダム予定地周辺が絶滅危惧(きん)種クマタカにとって貴重な生息地であることがあらためて証明された。ある専門家が周囲の豊かな環境から新たな営巣は想定できた」とす

るように、今後のアセスでは、クマタカが生息できる環境全体を保全するための評価も求められよう。調査期間に関して国交省は「一定のところで環境検討委の判断を仰ぐ」との方針を示した。「調査に五年は必要」との指摘もある中、クマタカの位置付けと調査期間の設定は、環境保全に対する国交省のスタンスを測る尺度になりそうだ。(大洲支局・山根健一)

逆流

1 岐路の河川行政

「ダムやめて」流域の声拒む

高さ10メートルを超える堤防のすぐそばに、びっしりと立ち並ぶ民家。元河川官僚の宮本博司さん(54)が、旧建設省淀川工事事務所長だった1999年、京都府南部を流れる木津川など、管内の流域で目にした光景だ。

水害の度に増築されてきた堤防。川底の砂を積み上げただけのものも多く、工学的に安全は保証されていない。にもかかわらず、河川行政は長年、この状況を見過ごしてきた。

「いったん大雨が降れば、堤防はいつでも決壊するかわからない。そう感じた以上、現状を変える努力をしなければ」

その思いが、後に「淀川モデル」と評価された、住民参加型の淀川水系流域委員会(淀川委)の設立へとつながった。

90年代初め、環境保護を求める意識の高まりから、河川行政が激しい批判を浴びた三

重慶の長良川河口堰問題などを教訓に、河川法が改正されたのは97年6月。「治水」と「利水」という河川管理の目的に「環境保全」が加わり、河川整備に住民意見を反映させることになった。

宮本さんも長良川河口堰では、「ダム屋のエース」として現場責任者に派遣されたが、激しい批判を浴び続けた苦い経験がある。

河川行政は信頼を失っていた。「自分たちがやってきた事業は、住民に説明できないものなのか」。生まれ故郷の淀川に戻った宮本さんは、そんな疑問を感じるようになった。

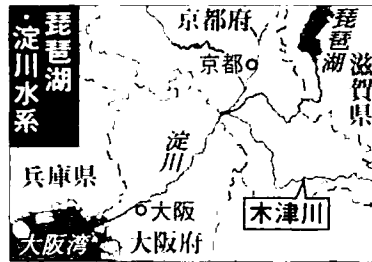
「堤防を造れば造るほど、下流で決壊した場合の被害が大きくなっていく。川の仕

「淀川委は2003年1月、新たな河川整備をめざして」と題した「提言」を公表。生態系を壊してきた過去の歴史を反省して「原則、ダムは建設しない」としたうえで、環境回復を優先し、治水、利水との両立を図りながら、「堤防補強」を最優先に進めるよう、河川行政の転換を強く促すものだった。

宮本さんは05年6月に防災課長として本省に戻ったが、1年後の昨年7月、自ら職場を去った。

「川の姿を現場に来て感じれば、優先すべきなのは何なのか見えてくるはず。机上で計算しているだけでは、何も見えてこない」

多様な価値観を川に求める流域住民。増大する水害リスクを前に、従来通りダムと築堤にこだわる国。河川法改正後の10年は、理念に逆行したかにみえる。岐路に立つ河川行政を問う。



淀川水系流域委員会 琵琶湖・淀川水系の今後20～30年の河川整備計画に意見する国交省近畿地方整備局長の諮問機関で、2001年2月に発足。会議や資料などを全面公開した情報開示と、事務局を民間機関に置くなどの独立性、透明性、住民参加の精神でダム問題など流域の課題を活発に議論した。現在、再開に向けた新委員の選定が進む。

明治以来の近代治水は、100年に一度の雨などの計画目標を川ごとに決め、長大な連続堤防と上流のダムで川の中に洪水を押し込めようとしてきた。河川が氾濫すれば、新しいダムを造り、ひたすら堤防を築いた。やがて、ダムと堤防を過信し、水害の危険を感じない人が増えた。

「堤防を造れば造るほど、下流で決壊した場合の被害が大きくなっていく。川の仕

「淀川委は2003年1月、新たな河川整備をめざして」と題した「提言」を公表。生態系を壊してきた過去の歴史を反省して「原則、ダムは建設しない」としたうえで、環境回復を優先し、治水、利水との両立を図りながら、「堤防補強」を最優先に進めるよう、河川行政の転換を強く促すものだった。

宮本さんは05年6月に防災課長として本省に戻ったが、1年後の昨年7月、自ら職場を去った。

「川の姿を現場に来て感じれば、優先すべきなのは何なのか見えてくるはず。机上で計算しているだけでは、何も見えてこない」

多様な価値観を川に求める流域住民。増大する水害リスクを前に、従来通りダムと築堤にこだわる国。河川法改正後の10年は、理念に逆行したかにみえる。岐路に立つ河川行政を問う。

「淀川委は2003年1月、新たな河川整備をめざして」と題した「提言」を公表。生態系を壊してきた過去の歴史を反省して「原則、ダムは建設しない」としたうえで、環境回復を優先し、治水、利水との両立を図りながら、「堤防補強」を最優先に進めるよう、河川行政の転換を強く促すものだった。

宮本さんは05年6月に防災課長として本省に戻ったが、1年後の昨年7月、自ら職場を去った。

スクを増やすという、悪循環に陥っている」

制度疲労を起した河川行政の姿をありのまま伝え、流域の課題を共有できなければ、行政も住民の意識も変わらない。

河川工学、環境の専門家、市民団体の代表や主婦ら、50人以上に及んだ淀川委の委員らは、淀川工事事務所長だった宮本さんの訴えに耳を傾けた。

「そんなことを私たちは聞かされていなかった。川の仕

「淀川委は2003年1月、新たな河川整備をめざして」と題した「提言」を公表。生態系を壊してきた過去の歴史を反省して「原則、ダムは建設しない」としたうえで、環境回復を優先し、治水、利水との両立を図りながら、「堤防補強」を最優先に進めるよう、河川行政の転換を強く促すものだった。

宮本さんは05年6月に防災課長として本省に戻ったが、1年後の昨年7月、自ら職場を去った。

「川の姿を現場に来て感じれば、優先すべきなのは何なのか見えてくるはず。机上で計算しているだけでは、何も見えてこない」

多様な価値観を川に求める流域住民。増大する水害リスクを前に、従来通りダムと築堤にこだわる国。河川法改正後の10年は、理念に逆行したかにみえる。岐路に立つ河川行政を問う。

組みを変えなければ」。委員らが本気になった。

淀川委は2003年1月、新たな河川整備をめざして」と題した「提言」を公表。生態系を壊してきた過去の歴史を反省して「原則、ダムは建設しない」としたうえで、環境回復を優先し、治水、利水との両立を図りながら、「堤防補強」を最優先に進めるよう、河川行政の転換を強く促すものだった。

宮本さんは05年6月に防災課長として本省に戻ったが、1年後の昨年7月、自ら職場を去った。

「川の姿を現場に来て感じれば、優先すべきなのは何なのか見えてくるはず。机上で計算しているだけでは、何も見えてこない」

多様な価値観を川に求める流域住民。増大する水害リスクを前に、従来通りダムと築堤にこだわる国。河川法改正後の10年は、理念に逆行したかにみえる。岐路に立つ河川行政を問う。

「淀川委は2003年1月、新たな河川整備をめざして」と題した「提言」を公表。生態系を壊してきた過去の歴史を反省して「原則、ダムは建設しない」としたうえで、環境回復を優先し、治水、利水との両立を図りながら、「堤防補強」を最優先に進めるよう、河川行政の転換を強く促すものだった。

宮本さんは05年6月に防災課長として本省に戻ったが、1年後の昨年7月、自ら職場を去った。

「川の姿を現場に来て感じれば、優先すべきなのは何なのか見えてくるはず。机上で計算しているだけでは、何も見えてこない」

逆流

阪路の河川行政

2

議論の場から住民排除

「河川整備計画作りは、吉野川第十堰」の対策を除いて進めます」

昨年5月、国土交通省四国地方整備局の発表に、徳島市のNPO法人「吉野川みんなの会」代表の山下信良さん(56)らは耳を疑った。

その半年前、同会のメンバーが、吉野川の今後20～30年間の整備メニューを決める計画の作り方について国交省に要請した際、渡辺和足・河川局長(当時)は、「第十堰の文化的価値と治水を総合的に考える」「徹底した情報公開と住民参加で議論を進める」と明言していたためだ。

誰もが、学者と住民、行政が同じテーブルにつく「流域委員会方式」が採用されるものと期待していた。だが、国交省は、住民と学者の議論の場を切り離し、さらに住民の最大関心事といえる第十堰につ



いては、議論の対象外にした。

*

吉野川では、旧建設省が、伝統ある第十堰を「治水上の障害になる」として取り壊し、洪水時は水門が開いて水を流す「可動堰」にする計画を進めた。だが、2000年、巨

大事業への批判が高まる中で行われた徳島市の住民投票の結果、投票者の9割の反対票を集め、建設計画は白紙に追い込まれた。

徳島、高知、愛媛の各県で開催した「流域住民の意見を聴く会」では、「第十堰の議論をなぜ先延ばしするのか」「説明に意欲が感じられない。こんな会では何十回やっても同じだ」と強い不満が噴出した。中立な立場で「聴く会」の

司会・進行役を任されていたNPOも今年5月末、「議論の方法が抜本的に改まらなければ、司会進行を休止する」と、国交省に「最後通告」を突きつけた。

大学研究者と協力するなどして可動堰の代替案の検討を進めてきた山下さんは、「自分たちが100点だなんて思っていない。立場の違う住民や行政が、どこで折り合いを付けられるのか、議論を深める場がなければ合意なんてありえない」と訴える。

行政側に主体的に取り組む気概がなく、形式的な場に同席させられるだけの住民参加は決して愉快なことではない

法改正10年を機に、当時の河川局幹部の寄稿を集めた特集。他省庁の反対に遭いながら、環境保全と住民参加の理念を法制化した当時の苦労を回顧したうえで、「かつての密室作業に舞い戻っていないか」と結んだ。

流域委員会に代わる「吉野川方式」は、他の川にも波及した。バツダム(群馬県)計画などに反対運動が起きている関東の利根川では、計画策定に当たって、学者を中心とした有識者会議に住民代表の姿はない。住民向けに「公聴会」を各地で開催しているが、

先月、1997年の河川法改正当時の建設省河川局長で、NPO「渋谷川ルネッサンス」(東京)代表を務める尾田栄章さん(65)が、国交省所管の公益法人の機関誌に寄せた一文が波紋を呼んでいる。



2004年10月の台風23号で土や草木が押し流され、青石組みが現れた吉野川第十堰 (2004年12月)

吉野川第十堰 河口から14キロ付近の川を斜めに横断する、総延長1.8キロの固定堰。旧第十村にあり、旧吉野川への分流量として約250年前の江戸中期に下堰が建造された。後に上堰が増築され、珍しい二段構造に。特産の石を利用した青石組みの伝統工法で造られたが、戦後、下堰の大部分がコンクリートで覆われた。

尾田さんは言う。「計画段階から住民意見を反映し、川づくりから日本の公共事業をリードするつもりだった。今は法改正の理念を見失っているのと同じかな」

逆流

3

霞ヶ浦の河川行政

環境より治水薄れる情熱

霞ヶ浦に面した茨城県稲敷市境島。今年5月、湖岸から沖合約1000mの場所、木の杭で囲われた「消波堤」の改修工事が行われ、堤の中身が、雑木を束ねた「粗朶」から、袋詰めの石へと替わった。

国土交通省が、地元NPO法人「アサザ基金」などと連携して進めてきた、湖岸の生態系の再生事業。地元の間伐材を活用するという市民グループのアイデアを、国が総額35億円を投じて後押しした、前例のない「市民型公共事業」として注目された。だがいま、官民連携のモデルが崩れようとしている。

波が荒い日に、消波堤の金網を抜けて流れ出す木枝に手を焼いた国交省霞ヶ浦河川事務所は、管理の手間が省ける石を詰め込んだ。

「湖の再生はこれからが正念場。なぜ、楽な方法を選ぶのか」。アサザ基金代表の飯島博さん50は寂しさを隠せない。

湖面に黄色い花を咲かせる「アサザ」をシンボルに、飯島さんの「アサザプロジェクト」が始まった1994年当時、湖岸の植生は壊滅的な状況だった。

治水、利水のため、霞ヶ浦総合開発でコンクリートの湖岸堤が張り巡らされ、ヨシなどの植生は、かつての6分の1になっていた。特にヨシ原は、魚が産卵し、稚魚が育ち、鳥や昆虫が生息する「命のゆりかご」。水際で波消しの役目を果たすアサザを増やそうと、飯島さんが思いついたのが粗朶の活用だった。

幅20〜80mに及ぶ、雑木の枝を沈めた消波堤は、適度に波を弱めて植物の生息を助ける。枝のすき間が魚礁となり、消波堤が設置された湖岸11か所（延長11km）では、ヨシが厚みを増し、メダカやタナゴにタニシ、オオヨシキリ、トンボなど多様な動植物が戻るなど大きな成果を上げている。

間伐材を利用することで荒廃した水源地の森林保全にもなる。さらに、アサザやヨシの植え付けに流域の小学校など170校が、ビオトープで育てた苗を持ち寄るなど、地域を巻き込み、生きた環境学習の場になった。

だがここ数年、金網から抜け出す木枝に漁協などから苦情が寄せられたことなどで、国交省は粗朶を見切り始めた。

霞ヶ浦河川事務所では「枝の抜けが激しく、波消し効果が薄れた」と説明するが、大規模に消波堤を設置した2000年以降、一度も粗朶を補充せず、何ら対策も講じなかった。

霞ヶ浦には、自分たちが育てたアサザやヨシの苗を植え付けに、年間1万人以上の子供たちが訪れる。

公共事業予算が削られる一方で豪雨の被害も相次ぐ。河川行政を取り巻く環境は厳しさを増すが、国交省幹部が環境はあくまで治水事業の「二次」というように、環境保全に傾ける情熱は薄れている。

「環境の回復や子供たちにその大切さを教えることは行政の縦割りでは完結しない仕事。今の河川行政は自分たちの殻に閉じこもり、外に出ていくのを怖がっているのではないか」

飯島さんの目にはそう映っている。



霞ヶ浦総合開発旧建設省と旧水資源開発公団が1970〜96年、西浦、北浦の周囲約200kmにコンクリート湖岸堤を築造し、常陸川水門で湖をダム化した。総事業費2864億円。首都圏の農、工と与生影響したが、魚介類や植生など生態系に深刻な影響を与えた。

霞ヶ浦には、自分たちが育てたアサザやヨシの苗を植え付けに、年間1万人以上の子供たちが訪れる。

霞ヶ浦河川事務所では「枝の抜けが激しく、波消し効果が薄れた」と説明するが、大規模に消波堤を設置した2000年以降、一度も粗朶を補充せず、何ら対策も講じなかった。

公共事業予算が削られる一方で豪雨の被害も相次ぐ。河川行政を取り巻く環境は厳しさを増すが、国交省幹部が環境はあくまで治水事業の「二次」というように、環境保全に傾ける情熱は薄れている。

「環境の回復や子供たちにその大切さを教えることは行政の縦割りでは完結しない仕事。今の河川行政は自分たちの殻に閉じこもり、外に出ていくのを怖がっているのではないか」

飯島さんの目にはそう映っている。

逆流

4

熊本の河川行政

ダムありき 知事も反発

「取りまとめ案は了承したい」。東京・霞が関の国土交通省で今年3月、国交相の諮問機関「河川整備基本方針」検討小委員会の審議最終日、熊本県の潮谷義子知事が強い口調で異論を唱えた。

治水と利水を兼ねた、九州最大級の多目的ダム「川辺川ダム」(熊本県相良村)計画を抱える球磨川水系。他水系では通常、2、3回の会合で答申となるが、根強い反対運動に、国交省は昨年4月から11回の審議を重ねてきた。

「この川でダム以外はない。委員からそんな発言も飛び出し、事実上、ダム推進の計画案が承認されようとしていた。地方負担分の予算執行権を握る知事が、基本方針の取りまとめに「NO」を突きつけるのは初めてのことで、潮谷知事は、「県民には様

河川整備基本方針 全国109の1級水系ごとに洪水対応などを定めた長期的な将来計画。1997年の河川法改正で、従来は一つだった基本計画が、霞が関で決める基本方針と、地元で審議する「河川整備計画」の二本立てになった。河川工学などの専門家のほか、関係知事も審議に参加。100～200年に一度という、計画の前提となる雨量を決めるため、ダムの必要性の根拠となる。



々な意見があり、一致を見ていない。明らかにダムを想定した文言もあり、県民の理解を得られない」と反発。自分の意見も答申に併記するよう求めたが、検討委の近藤徹委員長は、「両方書いたら、どちらを見ていいかわからない」とはねつけた。

化した「穴あきダム」を検討すべきだ」と発言した。多目的ダムは、水や土砂、生き物の流れを遮断し、環境への負荷が大きい。その点、洪水時だけ水をためる「穴あきダム」は比較的、影響が小さいとされる。

ダムに中立的立場としている潮谷知事が反発したのは、「ダムありき」で議事が進んできたためだ。

これに先立つ2月の審議で、近藤委員長が「治水に特

「国はダムの必要性を説明できていない」。ダム推進の基本方針に潮谷知事(奥)は強い懸念を表明した

く考えていない」と困惑したが、元河川局長で水資源協合理事長という、最高実力者でもある近藤委員長の意向は重かった。4か月後の今月15日、国交省は、発電用利水でダム計画に参画していた「電源開発」が撤退すると発表した。これにより利水目的は消え、委員長発言の通り、「穴あき」化に前進した。

「ダムは環境破壊」と訴える反対派を強く意識したこの発言は、「基本方針では、個別のダムの可否を決めない」という「原則」を踏み越えるものだった。

潮谷知事も不快感を表明。国交省も当初、「現時点で全



「公共事業チェック議員の会」が衆院第一議員会館で開いたシンポジウムに、河川行政の姿勢に危機感を抱く全国66の市民グループが集まった。

「基本方針はダムの必要性を強調した昔の計画を踏襲しているだけ」「住民参加は『聴きおく』だけの形ばかり」と批判が相次ぎ、改善を求める要請書を冬柴国交相あてに提出した。

だが、河川局幹部は「ダムがなく、水害が起きたら、訴訟で負けるのは河川管理者」「技術的なことを住民に説明してわかるはずがない」と言うばかり。本意にそぐうだろうか。

長年、河川行政のあり方に警鐘を鳴らしてきた大熊孝・新潟大教授(河川工学)は言う。「環境を破壊し、財政を逼迫させ、いつ完成するかもわからない今の治水計画を後の時代の技術者が見たら、何と思うだろう。いまだに自分たちが一番、川のことを知っている」と思っているのではないか。

逆流

信濃川の川口

大水害 住民参加で減災

史上最多の10個の台風が上陸するなどした2004年。中でも、同年7月、死者15人を出した新潟豪雨は記憶に新しい。

24時間で400ミリを超え、

地域の観測史上最大の雨を降らせた、新潟県中之島町(現長岡市)の刈谷田川と、同県三条市の五十嵐川では、市街地に面した堤防が一気に決壊。多くの住民が激流から逃げ遅れた。

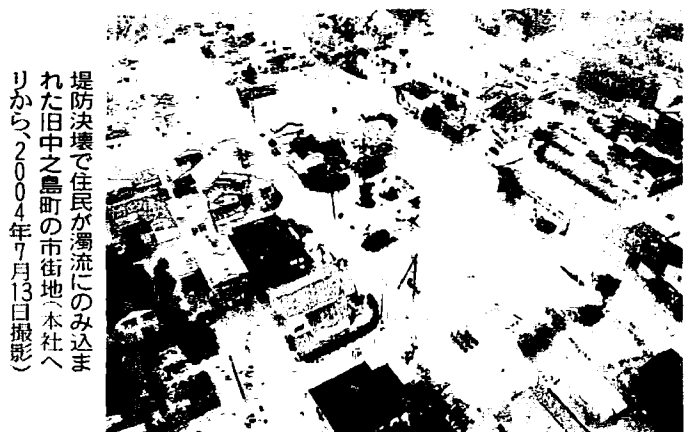
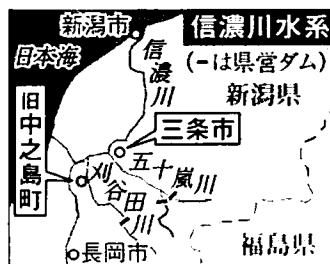
避難勧告が遅れたり、高齢者の被災など、水害に対する社会の脆弱性を露呈したりした。「住民も行政も、ダムができて安心していただけではないか」。県の担当者は今にしてそう語る。

信濃川水系にある二つの川では、1960～70年代に水害が相次ぎ、上流に計3基のダムが完成した。04年豪雨でも、計2000万立方メートル以上

の洪水をせき止めることできたが、破堤という最悪の事態は防げなかった。ダムと堤防で洪水を川の中に押し込める近代治水の限界でもあった。

*

「ダムができたら安心」。河川行政を担う国土交通省などは長年そう説明してきた。ダムや河川改修で、数年おきに浸水被害が発生していた地域は、何十年も被害がなくなってきた。だがその恩恵と引き換えに、川が人の命を奪う存在であることも忘れてしまった。



堤防決壊で住民が濁流にのみ込まれた旧中之島町の市街地(本社ヘリから、2004年7月13日撮影)

風水害の被害が頻発した04年、死者・行方不明者は全国で236人に上った。1時間に100ミリ以上の猛烈な雨が観測されたのは、ここ10年で年平均4.7回、95年までの20年間と比べ2倍以上に増えた。

「床下浸水と付き合うくらい覚悟が必要」というのが持論の、京大巨大災害研究センター長の河田恵昭教授は訴える。

「世界的な気候変動で、米・ニューオーリンズを襲った。04年の豪雨被害を受け、国交省も治水の転換に踏み出すとした。川の両岸に築く連続堤防に代わり、集落だけを取り囲む「輪中堤」の建設などを優先し、危険な川の近くに新しい家屋建設を制限する制度の立法化を目指した。

新潟豪雨 新潟県中越地方から福島県にかけて、活発化した梅雨前線による記録的な集中豪雨。五十嵐川、刈谷田川など6河川の川口所で堤防が決壊し、広範囲に市街地が水没。土砂災害なども含め、5000棟以上が全半壊した。死者15人のうち、65歳以上の高齢者が12人を占めた。

だが、「地元には輪中堤は暫定措置と説明します」「ダムなどのハード対策は従来通り」という国交省の説明に、「それでは新法を作る意味はない」と、あっさり内閣法制局や国会議員から突き返された。結局、いまだに法案の提出には至っていない。

「自然の恵みを享受しつつ、水害の危険にも向き合うのが、本当の住民参加」。こうした流れに背を向けたままでは、河川行政は大水害の危機に対応できず、後退するばかりではないか。

「この連載は社会部・高田浩之が担当しました」

岩波書店から新しい「首都圏の水があぶない」と題する岩波ブックレットが出版されました。大熊孝、嶋津暉之、吉田正人の三氏の執筆で、利根川の治水・利水・環境について真に住民のためになる利根川の河川整備・水循環の方向を提起しています。

店頭で入手できない方は事務局までご連絡ください。

※ (定価: 480 円 + 消費税)

郵送料は別途頂きます。



問合せは

八ッ場あしたの会

申込フォーム http://www.yamba-net.org/modules/formmail/index.php?id_form=1

東京都小平市花小金井5-55-14

電話番号: 0424-67-2861 Fax: 0424-67-2951

首都圏の水があぶない

利根川の治水・利水・環境は、いま

大熊 孝、嶋津暉之、吉田正人



岩波ブックレット No.706

昨年の10月9日日本青年館で行われた、ライブ&トーク 加藤登紀子となかま達が唄う「八ッ場のいちの輝き」のDVDが完成しました。

八ッ場ダムについての永六輔、池田理代子、野田知佑、大熊孝、嶋津暉之等とのトークと、みなみこうせつを交えた加藤登紀子さんの熱唱を1時間7分のDVDにまとめたもので、加藤さんの熱い心と当日の会場の熱気にあふれたものです。

実費相当のカンパとして2000円